

広島大学図書館
広島大学平和科学センター
編

被爆60周年記念講演会

原爆報道・戦後体制
と
平和構築

広島大学図書館
平和学コレクションの自著を語る

広島大学ひろしま平和科学コンソーシアム
広島大学図書館

広島大学図書館
広島大学平和科学研究センター
編

被爆60周年記念講演会
原爆報道・戦後体制と平和構築
広島大学図書館平和学コレクションの
自著を語る

モニカ・ブラウ

Discovering the reasons for American
censorship of the atomic bomb in
Japan

(アメリカによる原爆報道検閲の理由とは何か)

広渡 清吾

戦後責任を考えるー日本とドイツの比較から

広島大学ひろしま平和科学コンソーシアム
広島大学図書館

シリーズ まえがき

広島大学ひろしま平和科学コンソーシアムは、大学の地域貢献事業の一環として平和科学に関する教育・研究活動を有機的な連携の下に発展させることを目的として、広島大学が自治体との協力により平成14年に設立した地域貢献のフォーラムです。

コンソーシアムは、平和メッセージ発信事業の一つとして、これまで広島大学学術顧問・国際司法裁判所判事小和田恆先生の特別講義の記録のほか、カザフスタン共和国セミパラチンスク近郊の核実験被害の実態調査報告、峠三吉の被爆日記、マーシャル諸島アイルック環礁の被ばく証言集などを出版してきました。ここに刊行する「原爆報道・戦後体制と平和構築－広島大学図書館平和学コレクションの自著を語る－」と題する被爆60周年記念講演会の記録はこれに続くものです。

平成17年10月18日に開催されたこの講演会は、「検閲1945－1949：禁じられた原爆報道」の著者モニカ・ブラウ氏と「戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか」、「二つの戦後社会と法の間：日本と西ドイツ」の著者である広渡清吾氏に最近の研究成果もまじえ自著について講演していただいたものです。本冊子はこの二つの公園を記録したのですが、ブラウ氏の英語の講演には広島大学大学院文学研究科植木研介教授のご尽力により日本語訳を付してあります。

戦後の問題をどのように乗り越え、新たな平和を構築するかについて多くの教訓と示唆を読み取っていただけることを念じて本冊子を刊行いたします。

平成18年2月

広島大学ひろしま平和科学コンソーシアム
委員長 松尾 雅嗣
(広島大学平和科学研究センター 教授)

まえがき

本冊子は、平成17年10月18日に、被爆60周年を記念して、広島大学図書館ライブラリーホールで行われた講演会の記録である。被爆60周年を迎えるにあたって、広島大学図書館は複数の記念事業を企画した。同年8月4日から10日にかけて、広島大学図書館主催、広島大学原爆放射線医学研究所の協賛によって、被爆直後の広島市の惨状を記録した写真などの展示会が催された。これは紀伊国屋書店広島店のご協力を得て広島店6階で行われ、多くのかたがたに見ていただくことになった。講演会では「原爆報道・戦後体制と平和構築 自著を語る－平和学コレクション－」と題して、「広島大学図書館が所蔵する平和関連資料（平和学コレクション）の中から三冊を選び、二人の著者に、その後の研究成果を交え、自著について講演」をしていただいた。「被爆60周年という記念すべき本年、「平和を希求する精神」を理念とする広島大学で、図書館の平和学コレクションを通して平和を考える」（以上、ポスターの文章から）試みとして計画されたもので、お二人の講師、スウェーデンからはるばるお越しをいただいたモニカ・ブラウさんと、東京大学広渡清吾教授には、それぞれに、力のこもった素晴らしい講演をしていただき、聴衆はみな深い感銘を受けた。共催・協賛いただいた広島大学平和科学研究センター、広島県大学図書館協議会及び長崎大学附属図書館に感謝申し上げます。また、当日通訳をお引き受けくださった大学院文学研究科植木研介教授、司会進行役をお勤めくださった広島大学平和科学研究センター・松尾雅嗣センター長のご尽力にも厚く御礼を申しあげたい。

有意義な講演会の成果をできるだけ多くの人に伝えたい、それも特に若いかたがたに知っていただきたい、と願っていたところ、講師お二人のご快諾を得て、講演記録が印刷にふされることになった。じっくりとお読みになって、それぞれがご自分の感想とつき合わせて、お考えをさらに深めていただきたい。

数あるノーベル賞の部門中、遅れて発足した「ノーベル平和賞」だけは、人選についても、いつもある種の「危うさ」がつきまとっていると感じる。受賞者に納得できるか否かの問題もあるし、受賞者たちの働きによってもたらされ

た「平和」が、その後もろくも崩れ去るのをたびたび目撃するところにも、その「危うさ」は起因している。けれども、「平和」が我々人類の不断努力によってでしか維持できぬことも、その「危うさ」は教えてくれているのである。今回の講演会がそうした「不断努力」の一石ともなれば、主催者側にとってこれにまさる喜びはない。

広島大学図書館長

位藤邦生

目次

| | |
|--|-----|
| 被爆60周年記念講演会 「原爆報道・戦後体制と平和構築」 ー広島大学図書館平和学コレクションの自著を語るー プログラム | 1 |
| 講演者紹介 | 2 |
| モニカ・ブラウ Discovering the reasons for American censorship of the atomic bomb in Japan (邦題：アメリカによる原爆報道検閲の理由とは何か) | 3 |
| 広渡 清吾 戦後責任を考えるー日本とドイツの比較からー | 4 3 |

被爆60周年記念講演会
「原爆報道・戦後体制と平和構築」
ー広島大学図書館平和学コレクションの自著を語るー

プログラム

日時 平成17年10月18日(火) 13:10-17:00

場所 広島大学図書館中央図書館1F ライブラリホール

プログラム

12:40 受付

13:10 開会

13:20 講演1

Discovering the reasons for American censorship of the atomic bomb in Japan

(邦題：アメリカによる原爆報道検閲の理由とは何か)

講師：モニカ・ブラウ

通訳：植木研介

14:50 休憩

15:10 講演2 「戦後責任を考えるー日本とドイツの比較からー」

講師：広渡清吾

16:20 二つの講演を巡って(ディスカッション)

進行・提言：松尾雅嗣

17:00 閉会

講師 紹介

モニカ・ブラウ (Monica Braw)

スウェーデン・ルンド大学卒。「スヴェンスカ・ダグブラデト」紙東アジア特派員で来日。広島長崎の被爆者を取材した論文で博士号を取得。

現Stockholm School of Economics, The European Institute of Japanese Studies (欧州日本研究所) の主任研究員

著書：「検閲1945-1949禁じられた原爆報道」時事通信社(1988)他多数。

広渡 清吾

東京大学社会科学研究所教授

日本学術会議会員

元東京大学副学長・附属図書館長

専門分野：ドイツ法・比較法社会論

著書

「法曹の比較法社会学」(東京大学出版会 2003)

「統一ドイツの法変動ードイツ統一の一つの決算」(有信堂 1996)

「戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか」(朝日新聞社 1994)

「二つの戦後社会と法の間：日本と西ドイツ」(大蔵省印刷局 1990)

他多数

**Discovering the Reasons
for
American Censorship
of the Atomic Bomb in Japan**

Monica Braw Ph.D

**Senior Researcher
The European Institute of Japanese Studies
Stockholm School of Economics**

アメリカによる原爆報道検閲の理由

翻訳

植木 研介

広島大学文学研究科教授・博士（文学）

First of all, I would like to thank Hiroshima University for inviting me to hold a lecture here during the year when people all over the world are remembering the 60th anniversary of the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki. I am very honored, and I hope that in some small way I can contribute to the struggle of the hibakusha towards abolishing nuclear weapons.

I would like to start my lecture by telling you a little about why I came to spend a large part of my life researching, writing about and lecturing on Hiroshima and Nagasaki and results of the atomic bombings. When I was a young journalist, only a little older than many of you students here today, I came from Sweden to Japan for the first time. As a journalist, of course I wanted to write about different aspects of Japan, which could be interesting to my Swedish readers. It was thus quite natural that I thought of going to Hiroshima. Of course I had read about the atomic bombings in school and I remembered the picture of the mushroom cloud, but we hadn't discussed it any further. Like most people in Sweden at that time, in 1969, I had a general idea of what had happened, but that was all.

In Hiroshima I started interviewing hibakusha. It did not take long before I felt ashamed that I had such a poor understanding of the limitless damage, which still was influencing the minds, bodies and living circumstances of the survivors. As a result, I wrote several articles and also made a long radio program, which was broadcast in Finland.

Among the hibakusha I interviewed was the poet Kurihara Sadako. She told me something that made me go further than writing articles and making radio programs. She said that right after the war she would not have been able to write about things she was telling me. The reason was American censorship. I was very surprised. The American Occupation had as its aim to make a democracy of Japan. But the fact, which Kurihara Sadako pointed out, was that strict American censorship was in force during the next four years.

まず、世界中の人々が思い出している広島・長崎の原爆投下60周年のこの年に広島大学での講演にお招きいただき、感謝を申し上げます。光栄に存知まずと同時に被爆者の方々が核兵器廃絶に向かって努力されていることに、少しでもお力になれたらと願っています。

講演の始めに、どうしてわたくしが広島と長崎そして原爆投下の結果について、人生の多くの時間を費やして研究し、書き、講演するようになったのか少しお話して講演を始めます。今日ここにいらしている学生さんよりほんの少し年上だった頃に、私は若きジャーナリストとして、スウェーデンから初めて日本に来ました。もちろん、一人のジャーナリストとしてスウェーデンの読者に興味深いであろう事を、日本の違った側面からみて書きたいと願っていました。このようにしてごく自然に私は広島に行こうと思いつきました。もちろん学校で2つの原子爆弾について読んでいましたし、きのこ雲の写真も覚えていました。しかしそれ以上に深く討論したことはありませんでした。1969年当時、スウェーデンのほとんどの人々と同様に、何が起こったかについて概略は知っていましたが、それが全てでした。

広島で被爆者にインタビューを始めました。すぐに際限の無い被害のことを知らなさ過ぎた自分を恥じました。その被害は生き残った人々の心と体と生活環境になお影響を与え続けていたのです。その結果いくつかの記事を書き、また長いラジオ向けプログラムを書き、それはフィンランドで放送されました。

インタビューした被爆者の中に詩人の栗原貞子さんがおられました。彼女は私に記事を書きラジオ・プログラムを書く以上のことをさせたあることを言われました。終戦直後は彼女が私に語られたことを書くことができなかつたと言われたのです。理由はアメリカの日本に対する検閲でした。私はとても驚きました。アメリカ軍の占領目的の中に日本を民主化するという目的があったのですから。しかし戦後4年間厳しいアメリカの検閲制度が実行されると栗原貞子さんは指摘しました。

Censorship of the atomic bomb during the Occupation became my subject of research. I started by interviewing hibakusha about their experience of censorship. One of these persons was Dr. Nishimori Issei of Nagasaki. He had been a medical student and survived. When I interviewed him, he still had his white smock from those days hanging inside the door of his office. It was brown on the back, traces of the blood he had lost when he was cut by hundreds of glass shards at the time of the explosion. To reach his office you had to pass a room filled with glass containers of organs from deceased hibakusha. He kept them to remember what the purpose of his work should be.

”Right after the war ended”, he said, ”the Americans took all the autopsy material that we had collected and sent it to America. Research during this period soon after the actual bombings would have been important. The Americans did not order us to stop, but they imposed so many restrictions that in practice we were prohibited from publishing the result of any research.”

Because of this kind of censorship, many doctors felt that it was meaningless to do research. Their results would not be widely spread.

Inoue Sueo, a cameraman for Nippon Eiga-sha, also told me about the limits to the spread of information. In September 1945 he had been sent to Hiroshima and Nagasaki to film the destruction. All the film was confiscated. Later he was ordered to film for the Americans. All of this film was also sent to America. Secretly, the cameramen copied the material. But they were so afraid of American punishment that they never showed it during the Occupation.

Matsuno Hideo, who was a journalist at the Domei News Agency, told me:

”I kept my reports about Nagasaki in the hope that someday I would be able to publish them.”

Initially, I had thought to use these interviews for a dissertation in History. However, my professor was not interested in oral history, so I could not use them for that purpose. Instead I wrote a novel, based on the interviews and with the added theme of how we, who have not experienced the atomic bombings hardly can understand the lives and longings of hibakusha. (See Figure 1, page 6)

日本占領期の原爆に対する検閲が私の研究の対象となりました。検閲の体験について被爆者にインタビューすることから始まりました。その一人が長崎の西森一正博士です。彼は被爆したとき医学生で生延びました。インタビューしたとき彼は研究室の内側にそのときの白衣をなおも懸けてもっていました。白衣の背中は茶色でした。爆弾が炸裂したときの何百と言うガラスの破片が彼を切り流れ出た血の跡だったのです。彼の研究室に行きつくには亡くなった被爆者の内臓が詰まったガラス瓶で一杯になった部屋を抜けなければなりません。博士は自分の仕事の目的が何であるかを忘れない為にそれらを保管していたのです。

「戦争が終わった直後、アメリカ軍は、それまでに我々が集めていた解剖資料を全て持ち去り、それをアメリカに送りました。現実の爆撃直後の研究は、あれば貴重なものだったでしょう。アメリカ軍は我々に研究をするなどは命令しませんでした。しかし多くの規制を課して、事実上我々は研究の結果を公表することが禁止されました」と博士は語りました。

こう言った検閲のため多くの医師は研究の意味が無いと感じたのです。研究の結果が公表できませんでしたから。

日本映画社のカメラマン井上壽恵男氏もまた公表の制限について語ってくれました。1945年9月に彼は破壊の撮影の為に広島と長崎に派遣されました。全てのフィルムは没収されましたが、後には、彼はアメリカ軍の為に撮影を続けるよう命令されています。全てのフィルムはアメリカに送られました。しかし撮影した人達はこっそりとコピーを作りました。けれどもアメリカの処罰を恐れて占領中はそれを公開できませんでした。

同盟通信社の松野秀雄氏はこう私に語っています。「わたしはいつの日か発表できるであろうと願って記録を保存しました」と。

当初私はこれらのインタビューを歴史の博士論文に使おうと考えていました。しかし、私の指導教授は聞き取りの歴史に興味を示しませんでした。それでその為に使うことはできず、それらを基に小説を書くことにしたのです。そしてそれには原爆の体験の無い人々が、被爆者の行き方や望みを、どうしてほとんど理解できないのかと言うテーマを付け加えました。(6頁資料1参照)

Figure 1: Cover of *Överlevarna : en roman om verkligheten* / Monica Braw 1982

資料1 1982年に発表した小説の表紙

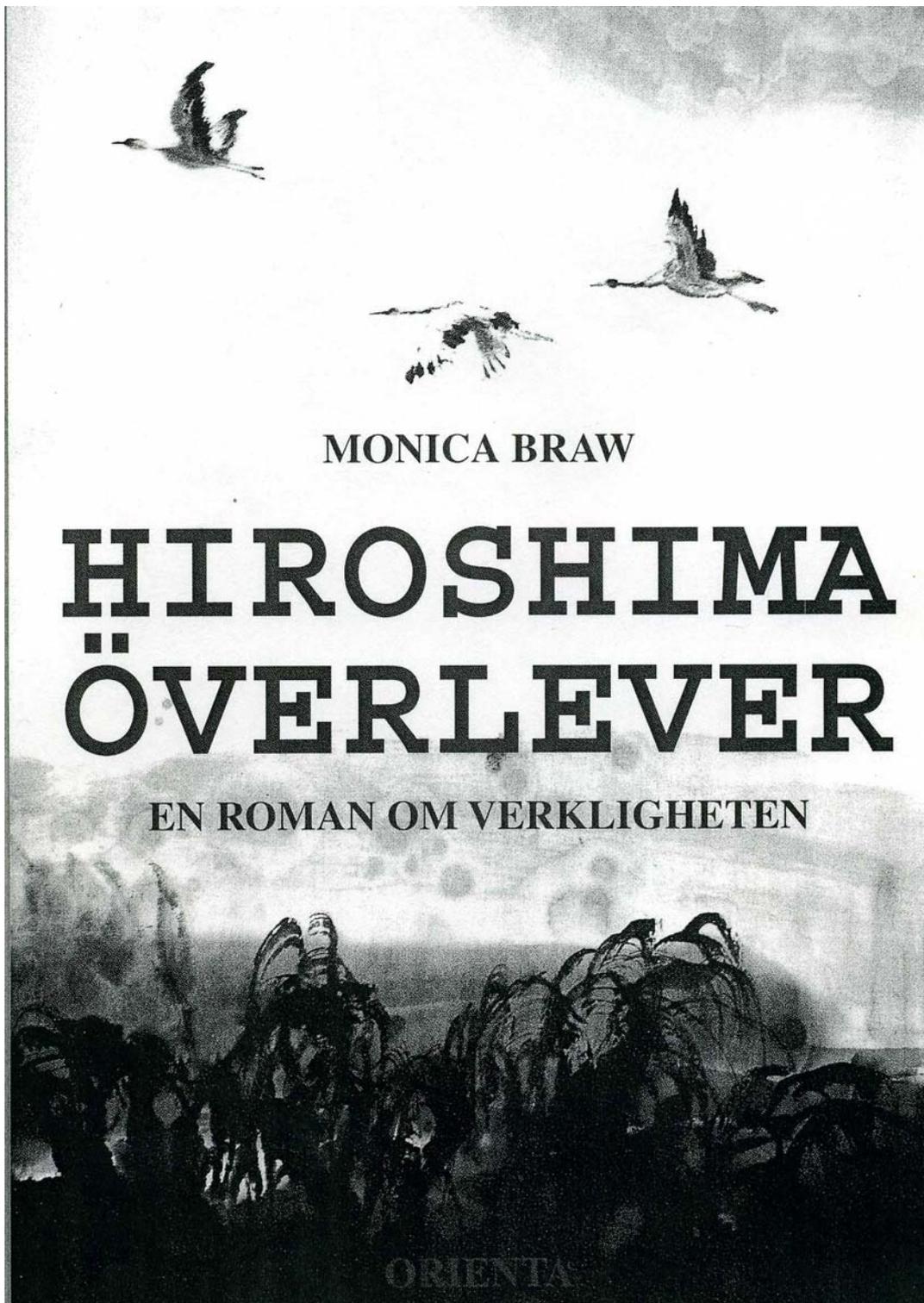
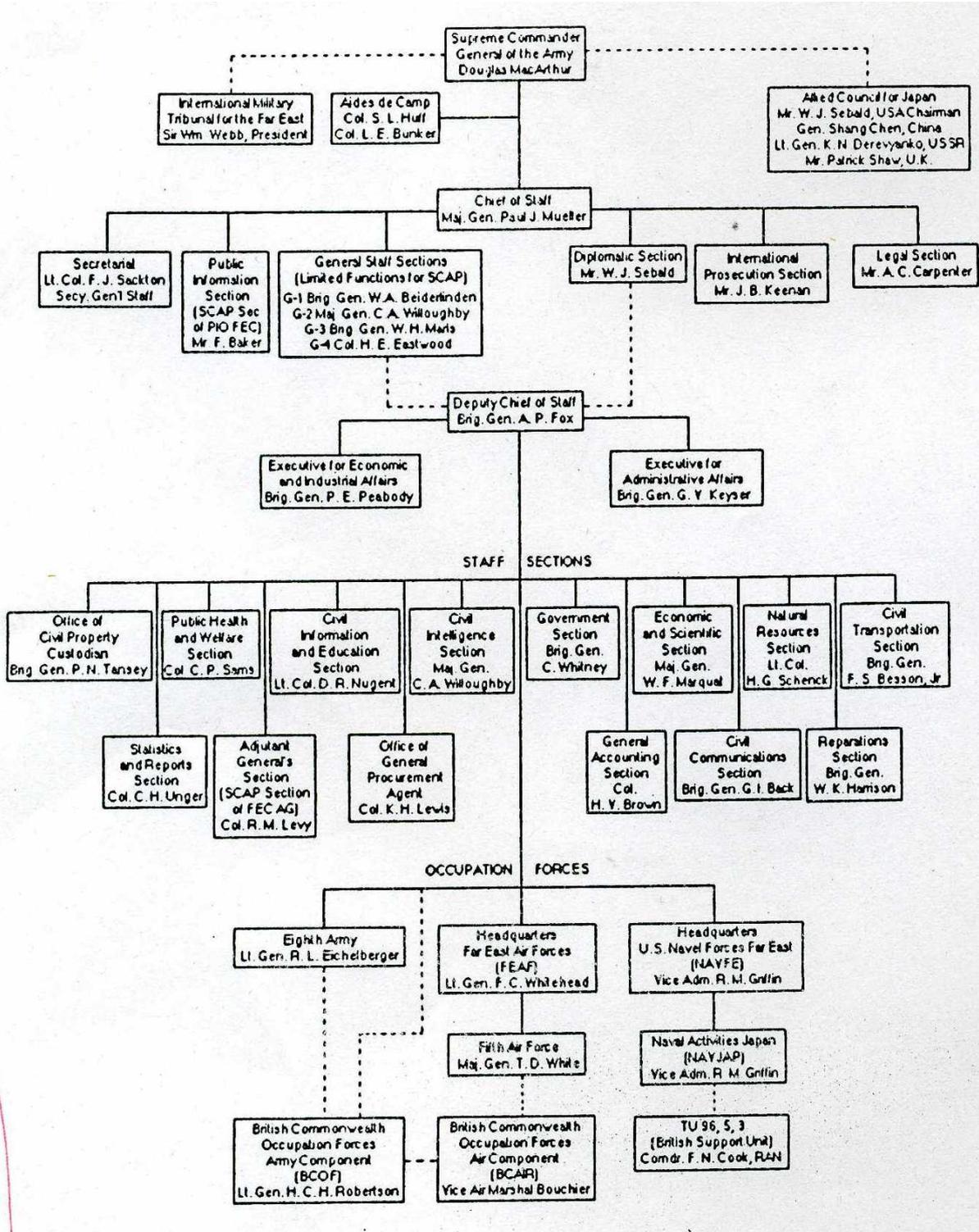


Figure 2: The Staff of SCAP

資料 2 : SCAP の構成



In 1977 a new venue for research on censorship was opened. It was 25 years after the end of the Occupation and all the American documents from this period were declassified at the National Archives at Suitland, Maryland.

In Maryland was also the great Prange collection. Professor Gordon E. Prange had been the official historian of SCAP, the Occupation authorities. When the Occupation ended, there was much material that nobody showed any interest in, mainly all the materials that had been censored during the Occupation. Prange had these packed and sent to the States, paying for it himself. These invaluable documents are nowadays kept at Maryland University. This year, they are also being published in Japan by Yushodo in Tokyo. The director of Yushodo, Mr Nitta Mitsuo, has already published other material from the occupation.

I started the absorbing work of sifting through hundreds of boxes with material to try to chart the censorship operations in Japan. The material was declassified, but most boxes had never been opened after the Occupation until I asked to see them. They were not very well organized, so I had to look at innumerable documents that were completely irrelevant to my research. I could only stay limited periods in Washington, so I developed a method of marking every document I thought possibly could be of any use and asked to have all of these photocopied. The result is that today, I have two large trunks full of copied documents at home.

I felt like a real detective when I went through all this material. First I had to try to understand how the Americans had thought when they planned censorship and how they had organized it in Japan. Then, I had to chart how it worked and how decisions were made. Nothing of this had been done before because the documents had been classified. Then, I could finally start research into how censorship of the atomic bomb worked, what the reasons for censorship were and finally, the consequences of censorship of the atomic bombings.

1977年に検閲研究のための新たな道が開けます。日本占領の終了25年を契機に、メリーランド州、スーランドにある国立文書館で占領期間中の全てのアメリカの書類が機密解除となりました。

メリーランドにはまた膨大なプランゲ・コレクションがありました。ゴードン・W・プランゲ教授は総司令部の公式記録官・歴史家でした。占領が終わったとき誰も興味を示さない沢山の文書がありました。それらのほとんどは占領期間中に検閲された文書です。プランゲ氏はこれらを梱包し合衆国に送り費用は自費で支払いました。これらの貴重な記録は今日ではメリーランド大学に保管されています。今年それらは東京にある雄松堂から日本で出版されつつあります。雄松堂のディレクター・新田満夫氏は既に占領期の別の資料を出版されています。

日本における検閲作業の見取り図をつかもうと、何百という資料で一杯の箱を仕分ける興味深い仕事から私は始めました。資料は機密扱い解除にされたものの、ほとんどの箱は、わたしが閲覧を希望するまで、占領以来開けられてもいませんでした。それらは仕分けられておりませんでしたから、研究にまったく関係の無い数え切れないほどの記録に目を通さねばなりません。ワシントンには限られた日数しか滞在できませんから、使え得るかもしれないと判断した文書にマークをつけそれら全てのコピーを依頼する方法を編み出したのです。その結果が私の家のコピーされた記録で一杯の2つの大きなトランクなのです。

これらの資料に分け入ったとき本物の探偵のような気分になりました。先ず初めにアメリカが検閲を計画したときに、アメリカ人はどのように考えたのか、日本で検閲の組織をどのように作り上げたのかを理解しなければなりません。次に、その組織はどう機能し、決定はどのようにしてなされたのか見取り図を作らなければなりません。こうした作業は資料が機密扱いであったために、それまでに何もされていなかったのです。

それからついに原爆に関する検閲がどのように機能していたのか、検閲の理由は何か、最後に、原爆投下の検閲の結果は何であったのかという研究を始めることができました。

Especially during the war, Japanese censorship had been extensive. In the very beginning of the Occupation, the Supreme Commander General Douglas MacArthur gave orders to the Japanese government. Together with the Headquarters, GHQ, he was often just called SCAP, These written orders were called SCAPINs. In addition, there were directives. On September 10, 1945 the *Freedom of Speech and Press Directive* was published. It said

”there shall be an absolute minimum of restrictions upon freedom of speech.”

The Japanese government was told to repeal all censorship laws and to disassociate itself completely from the press.

When the new Constitution went into effect May 3, 1947, it contained the paragraph

”No censorship shall be maintained, nor shall the secrecy of any means of communication be violated.”

At the same time, however, SCAP had introduced its own censorship. In the Basic Initial Post-Surrender Directive, which was issued by the president of the United States to General MacArthur, there was a special section on civil censorship ”in the interest of military security”.

During the war, MacArthur had been the Commander-in-Chief of the US Army Forces in the Pacific. When he was setting up this headquarters in Tokyo then he became Supreme Commander for the Allied Forces occupying Japan, he simply brought his war headquarters with his own personnel to Tokyo and made it the SCAP headquarters in Japan. (See Figure 2, page 7)

Like in war, in SCAP headquarters there was an Intelligence Section. To this was added a Civil Intelligence Section with a Civil Censorship Detachment and a Press, Pictorial and Broadcast Division. Here, censorship of Japanese newspapers, radio and books was undertaken. Many Koreans and Taiwanese, who knew both Japanese and English, were used as censors because there were not many American soldiers who knew Japanese. Some Nisei and some Japanese, who had kept up their English during the war by themselves, also worked as censors.

One of the first **censorship punishments** meted out concerned the atomic bomb. The news agency Domei, which nowadays is called Kyodo, was prohibited to continue broadcasting abroad in September 1945.

特に戦争中、日本の検閲は広範囲に及んでいました。占領の始めに最高司令長官ダグラス・マッカーサーは日本政府にいくつかの命令をだしています。総司令部 GHQ と共にマッカーサー自身も SCAP としばしば呼ばれていました。これらの書き記された命令は SCAPIN とよばれ、それに加えて指令がありました。1945年9月10日に「言論と報道の自由指令」が出されました。その指令には「言論の自由に加えられる制限は最小限のものも有ってはならない」と書いてあります。

日本政府は、全ての検閲関連法を廃止し、政府は報道に関与してはならないと命じられました。

1947年5月3日に新憲法が実施されましたが、その一節で「いかなる検閲もなされてはならないし、いかなる手段の通信の秘密も侵されてはならない」とあるのです。

しかしながら、指令と同時に、総司令部は彼ら自身の検閲を導入しました。合衆国大統領からマッカーサー宛の、日本降伏後、すぐの基本指令のなかに、「アメリカ軍の安全のため」に民間検閲の特別な部分があったのです。

戦争中、マッカーサーは太平洋方面のアメリカ陸軍司令長官でした。彼は東京に司令部を立ち上げ、彼は日本を占領する連合軍最高司令官になります。彼は戦闘司令部を単に彼の配下の兵員を連れて東京に移すと、それを日本における連合軍総司令部にしてしまいました。(7頁資料2参照)

戦時と同様に、総司令部には諜報部門がありました。これに民間検閲支隊と報道・映画・放送部局を備えた民間諜報部門が加えられました。ここで日本の新聞・ラジオ・著作に対する検閲が行なわれたのです。日本語の分かるアメリカ兵は少なかったため、日本語と英語を知っている、多くの朝鮮の人や台湾の人が検閲官となりました。日系二世や戦争中も英語を温めていた日本人も何人かが検閲官として働いたのです。

原子爆弾に関連して最初の検閲の罰に処せられたものが出てきました。今日では共同通信と呼ばれている同盟通信社が1945年9月に海外への放送を禁止されました。

I had the good luck of finding very helpful personnel at the National Archives. They showed me the files of MAGIC. Magic was a secret American listening post during the war, which had broken the Japanese code of the Foreign Ministry. In this way, the American government knew many things which the Japanese government thought it had kept secret.

It was exciting to find the reason for the punishment of Domei in the Magic files: Domei had broadcast a message about atomic bomb damage in Hiroshima and Nagasaki from the foreign minister Shigemitsu Mamoru to Japanese embassies in other countries, among them Sweden. He had also quoted the head of the American investigating group which had gone to Hiroshima. Brigadier General Thomas Farrell was quoted as saying that

”the damage in Hiroshima was beyond description”

and that

”so horrible a weapon must never be used again”.

This report Domei had sent abroad. As a result, Domei was totally prohibited to broadcast abroad.

On September 18, SCAP published the *Press Code*. It was a list of the rules for what could be published under the Occupation. But the rules were very vague:

- # One was not allowed to criticize the Allied Powers or the Allied Forces.
- # News stories should be ”factually written” and not omit any important details.
- # Above all, ”Nothing shall be printed which might, directly or by inference, disturb public tranquillity.”

For the censors, there were more guidelines. Most important were so-called *key logs*. They had words and subjects that the censors should look for. Strangely enough, when we look at censorship of the atomic bomb, there was *no key log with the words atomic bomb* or the like. In spite of that, atomic bomb material was often censored, as we shall see.

国立公文書館で私の役に立つ人達に会えるという幸運がありました。彼らはMAGICのファイルを見せてくれました。マジックは戦時中、アメリカの秘密放送傍受部門で、既に日本外務省の暗号を解読していた部署です。このようにして、日本政府が秘密になっていると考えていた多くの事柄をアメリカ政府は戦前から知っていたのです。

マジックのファイルの中にある同盟通信の処罰の理由発見は興奮するものでした。同盟通信は重光葵外務大臣が、スウェーデンを含む日本の在外大使館に宛てた広島・長崎における原爆被害の情報を放送していました。大臣は広島に入ったアメリカの調査団長の言葉を引用していました。トマス・ファレル准将の引用された発言は「広島被害は筆舌に尽くし難い」そして「このように悲惨な兵器は再び決して使用されてはならない」というものです。

この内容を同盟通信社は海外に放送しました。その結果同盟通信社は海外への放送を完全に禁止されたのでした。

1945年9月18日に総司令部はプレス・コード[新聞準則]を発表します。それは占領下においてなにが公表され得るかについての規則のリストでした。しかし規則は非常に曖昧なものでした。例えば：

#なんぴとも連合国ないし連合軍を批判することは許されない。

#ニュースは事実通りに書かれなければならないし、いかなる重要な細部も省いてはならない。

#分けても「直接にあるいは推測の結果として、公共の平安・安寧を乱すおそれがあるものは、なにごと印刷発表してはならない」

といったものでした。

検閲者官用にはもっと詳しい手引書がありました。もっとも重要なものは所謂キー・ログズ[重要事項指示書]と呼ばれました。それらには検閲官が注意すべき言葉や事項が書いてあります。奇妙なことには原子爆弾の検閲に注目すると、原子爆弾とかそういった言葉について何のキー・ログも無いのです。それにもかかわらず、これから述べますように、原子爆弾に関するものはしばしば検閲されました。

In the beginning there was pre-censorship. It worked as follows: publishers must show their material to the censor before they printed anything. However, they had to set up the text and print *one* copy to show the censor. That meant very great costs to the publishers, because if the article or book was not allowed for publishing, the type-setting of the material could not be used. It was not allowed to just put black ink on the censored portion. It had to be done so it could not be seen that there was something the censor had not approved of. Thus, readers never knew if they were reading an article or a book which had been censored. They might not even know that there was censorship at all.

After some time, more and more publications were put on post-censorship. This was almost worse than pre-censorship. It meant that the publishers had to take full responsibility for their texts. If a printed text contained prohibited information, the publisher could be punished - and they never knew what the punishment might be. Because of post-censorship, we do not even know how much was never published, out of fear that it would contain something that the censor deemed to be prohibited. (See Figures 3, 4, pages 16~17)

On September 14, Domei was again punished and **closed down for 24 hours**. This time it was accused of having disturbed public tranquillity by using the sentence

”Japan might have won the war but for the atomic bomb, a weapon too terrible to face and one which only barbarians would use.”

The first newspaper to be punished was Asahi Shimbun. On September 18, it was closed down for two days for having quoting Hatoyama Ichiro, who later became prime minister. He called

the use of the atomic bomb a war crime which violated international law
and said

”So long as the United States advocates ‘might is right’, it cannot deny that the use of the atomic bomb and the killing of innocent people is a violation of international law and a war crime worse than an attack on a hospital ship or the use of poison gas.”

This was called false or destructive criticism of the Allied Powers.

検閲が始まった頃は、事前検閲制度でした。その手順は以下のようなのです。印刷出版する者は、刷り上げる前に検閲官に内容を示さなければなりません。しかし同時に出版者は検閲官にテキストを1冊だけ印刷して提出しなければなりません。このことは多額の経費を出版者に強いることを意味しました。何故なら記事や本が出版禁止になると、その内容の活字組版は使えなかったからです。検閲にかかった部分だけを黒インクで潰すだけというのは許されませんでした。検閲官が許さなかった何かがあると見てわからぬように、こうされたのです。こうして、読者は検閲された記事や本を読んでも何も気付きませんでした。読者は検閲制度があることさえ知らなかったかもしれません。

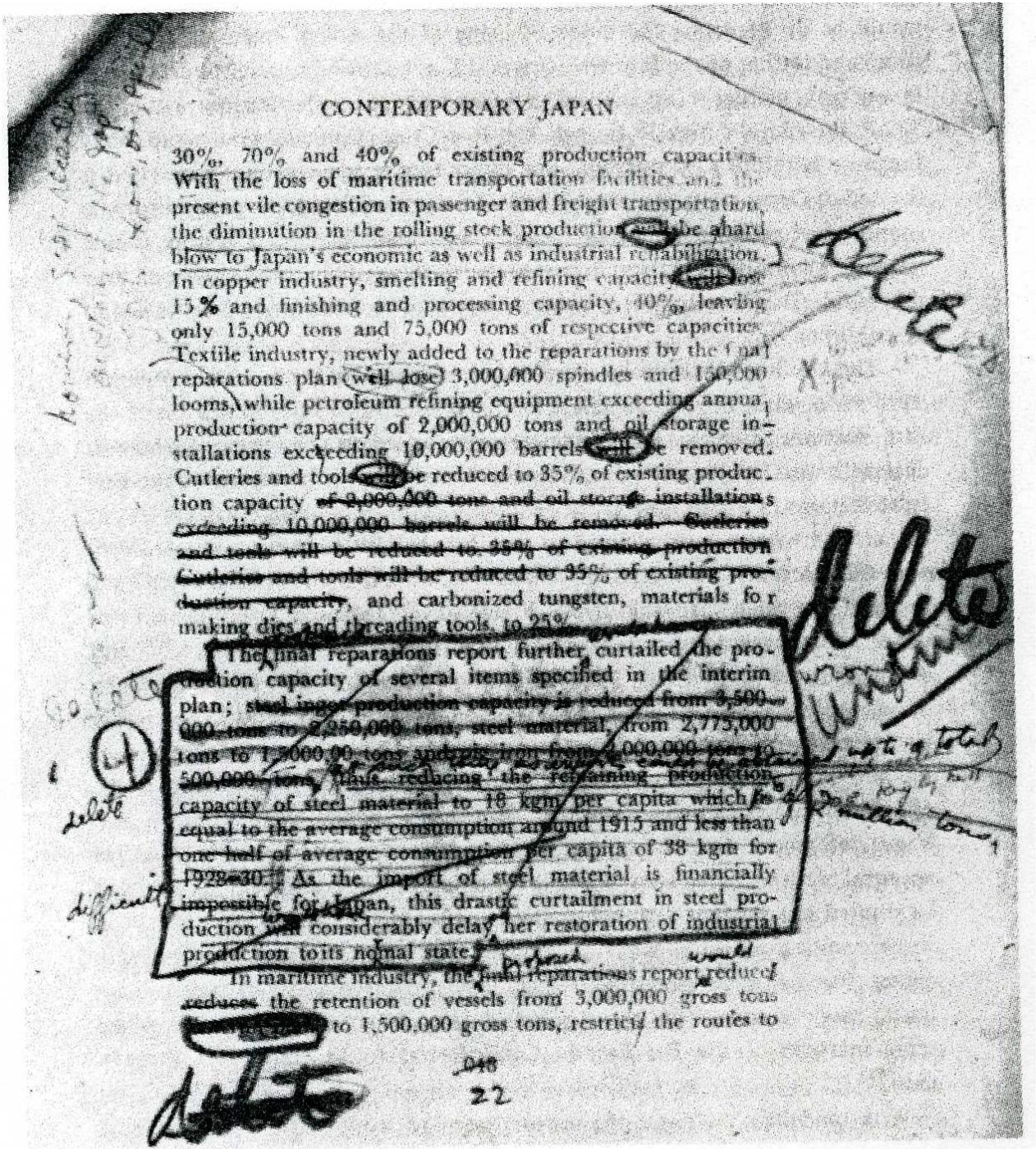
しばらくして、出版物はしだいに事後検閲制になっていきます。事後検閲は事前検閲よりも悪いものでした。事後検閲では出版者が書かれていることの全ての責任をとらなければならなかったからです。もし印刷されたテキストが禁止事項を含んでいたら、出版者が処罰されます。しかも処罰が如何なるものか分かりませんでした。事後検閲のために、検閲者が禁止するかもしれない内容が入ることを恐れて、どれだけのものが出版されなかったのか、いまでも分からないのです。(16～17頁、資料3、4参照)

9月14日、同盟通信は再び処罰され24時間閉鎖されました。今度は「向き合うことも出来ぬ恐ろしい兵器、野蛮人のみが使用する兵器である原子爆弾が無かったならば日本は戦争に勝利していたかもしれない」との文章を使用したことで公共の安寧を乱したと告訴されたのです。

処罰された最初の新聞は朝日新聞でした。9月18日、のちに首相となる鳩山一郎氏の発言を引用したことで二日間の発行停止となりました。彼は原爆の使用を国際法違反の戦争犯罪だと呼び、「合衆国が力は正義なりと擁護する限り、次のことは否定され得ないであろう。すなわち、原爆を使用し無実の人々を殺傷することは国際法の侵犯であり、病院船を襲撃することや毒ガスの使用以上に悪い戦争犯罪である」と発言しました。

これは連合国に対する偽り、ないしは破壊的な批判であるとされました。

Figure 4: An Example of Censorship: Article by Saburo Okita, "Japan Views Her Repairs," *Contemporary Japan* (January-March 1947)
 資料4 検閲の事例: *Contemporary Japan* (1947年1~3月号) 所収大来佐武郎論文 "Japan Views Her Reparations"



Source: The Gordon W. Prange Collection, The East Asia Collection, McKeldin Library, University of Maryland.

Writings about the atomic bomb constituted one great area of censorship. It hampered foreign journalists too. (See Figure 5, page 20). The Australian Wilfred Burchett was the first foreign correspondent to reach Hiroshima on his own. He wrote the first independent reports thirty days after the bombings for a British newspaper. He related the effects of radiation. The deputy head of the Manhattan Project, Farrell denied completely that there were such effects. He claimed instead that Japanese doctors were incompetent and that Burchett was a victim of Japanese propaganda. The explanations of Farrell were published in the New York Times under the headline "No Radioactivity in Hiroshima Ruin".

The idea about Japanese propaganda using the atomic bomb had possibly come from the fact that during the time right after the atomic bombings, the wartime Japanese government had indeed tried to use the bombings for its own purposes.

On August 11, 1945, two days after the bombing of Nagasaki, the Japanese government formally protested against the atomic bombings and declared them a crime against international law. Radio Tokyo sent out detailed report describing Hiroshima as a city of death. So did Domei. The US administration claimed this was propaganda. The official Japanese protest were called "offensive to American humanitarianism" and the Japanese expert within the administration said that the Japanese might be trying to "capitalize on the horror of the atomic bombing in an effort to win sympathy from their conquerors" and "trying to shorten the occupation and lessen reparations".

Before the Americans arrived as occupation forces, the Foreign Ministry, Gaimusho, discussed the atomic bombings with its diplomats abroad, as I mentioned earlier. The ambassador to London thought that the use of the atomic bomb "inescapably" must be called a crime against humanity. Foreign minister Shigemitsu thought that Japan

"should make every effort to exploit the atomic bomb question in our propaganda"

and wanted advice from the embassies on whether they were of the same opinion. The Japanese ambassador in Sweden thought foreign reporters should be encouraged to write about Hiroshima and Nagasaki so that the world would get a "powerful impression".

原爆についての記述は検閲の重要な部分となっていました。それはまた外国人ジャーナリスト達の妨害にもなりました。(20頁資料5参照) オーストラリア人のウィルフレッド・バーチェットは独力で広島にたどりついた最初の外国人記者でした。あるイギリスの新聞に原爆投下後30日という最初の独立した記事を書きました。彼は放射線の影響も伝えています。マンハッタン計画の副長官ファレルは、そのような影響は無いと完全に否定しました。ファレル氏は日本人医師の無能さを主張し、バーチェットは日本のプロパガンダの犠牲者だと主張しました。ファレル氏の主張はニュー・ヨーク・タイムズ紙に「広島に放射能無し」の見出しの下に出ています。

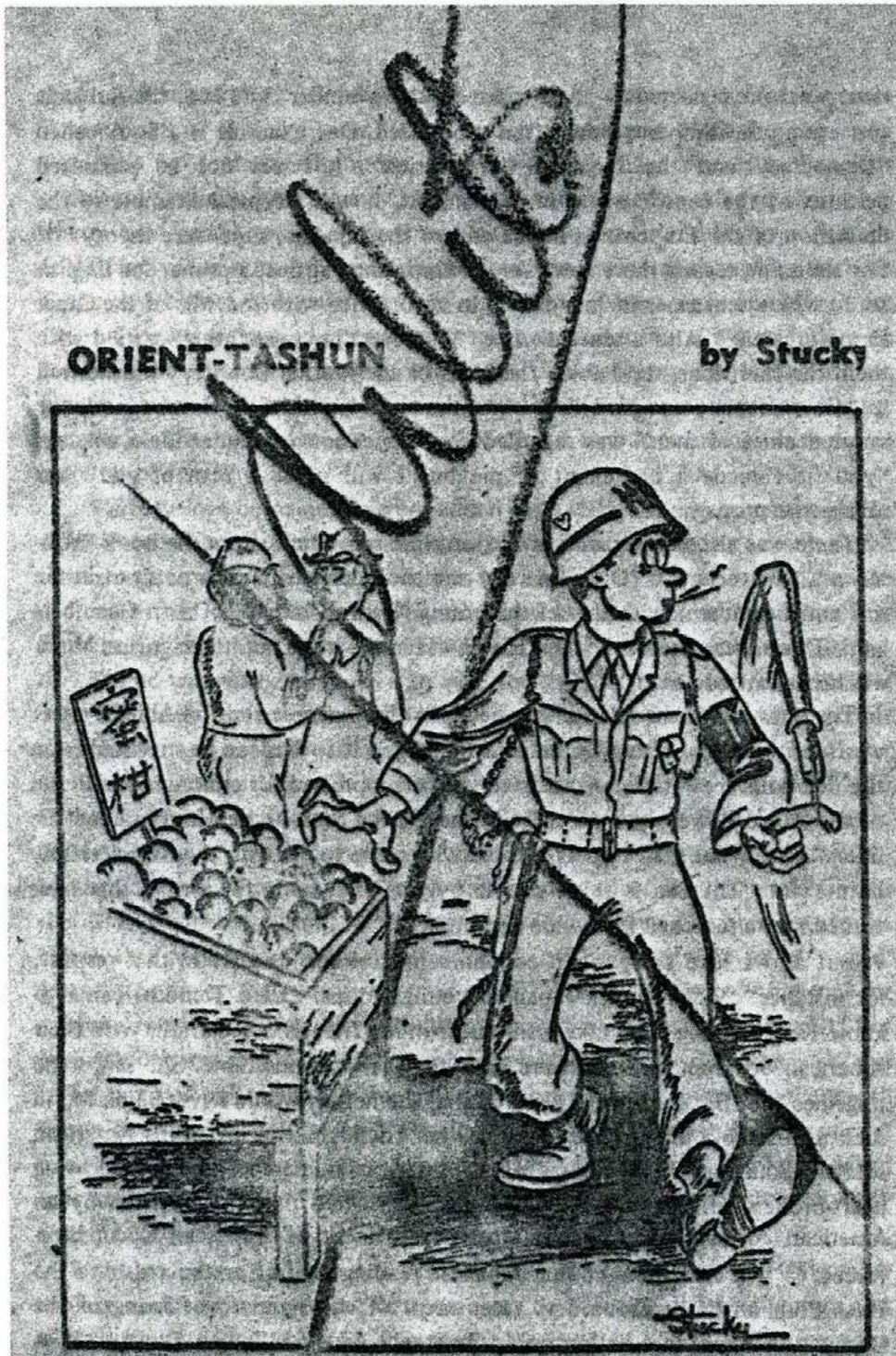
日本の、原爆を利用したプロパガンダというのは多分次のような事実から起こっています。それは、原爆攻撃の直後に、戦時下の日本政府は自分達の狙いを持って原爆投下を実際に利用しようとした。

長崎に原爆投下、二日後の1945年8月11日に、日本政府は正式に2つの原爆投下を非難し、それらを国際法に違反する犯罪だと主張しました。ラジオ東京は詳細な報告の中で広島を死の町と描写し放送しました。同盟通信も同様な行動をとっています。合衆国行政府はこれをプロパガンダだと主張しました。日本の正式な抗議は、「アメリカの人道主義に対する攻撃だ」とされました。行政府の中の日本専門家は、日本は「勝利者からの同情を勝ち取ろうとして原爆攻撃の恐怖を利用しよう」とし「占領期間を短くし、賠償金を少なくさせる努力を」していると指摘しました。

アメリカが占領軍として到着する前に、既に指摘しましたように、日本の外務省は原爆投下に関して在外の外交官と協議をしていました。ロンドン駐在の大使は原爆の使用は「言い逃れの余地無く」人類に対する犯罪と呼べるに違いないと考えました。外務大臣重光は、日本は「宣伝戦・プロパガンダにおいて原爆問題を利用するようあらゆる努力をすべきである」と考え、大使たちが同じ意見かどうかについて、彼らの助言を求めています。スウェーデン駐在の日本大使は世界が「強い衝撃」を受けるよう外国人記者たちに広島と長崎について書くよう奨励すべきであると考えました。

Figure 5: Censorship of Foreign-produced Material

資料5 外国で書かれた資料の検閲

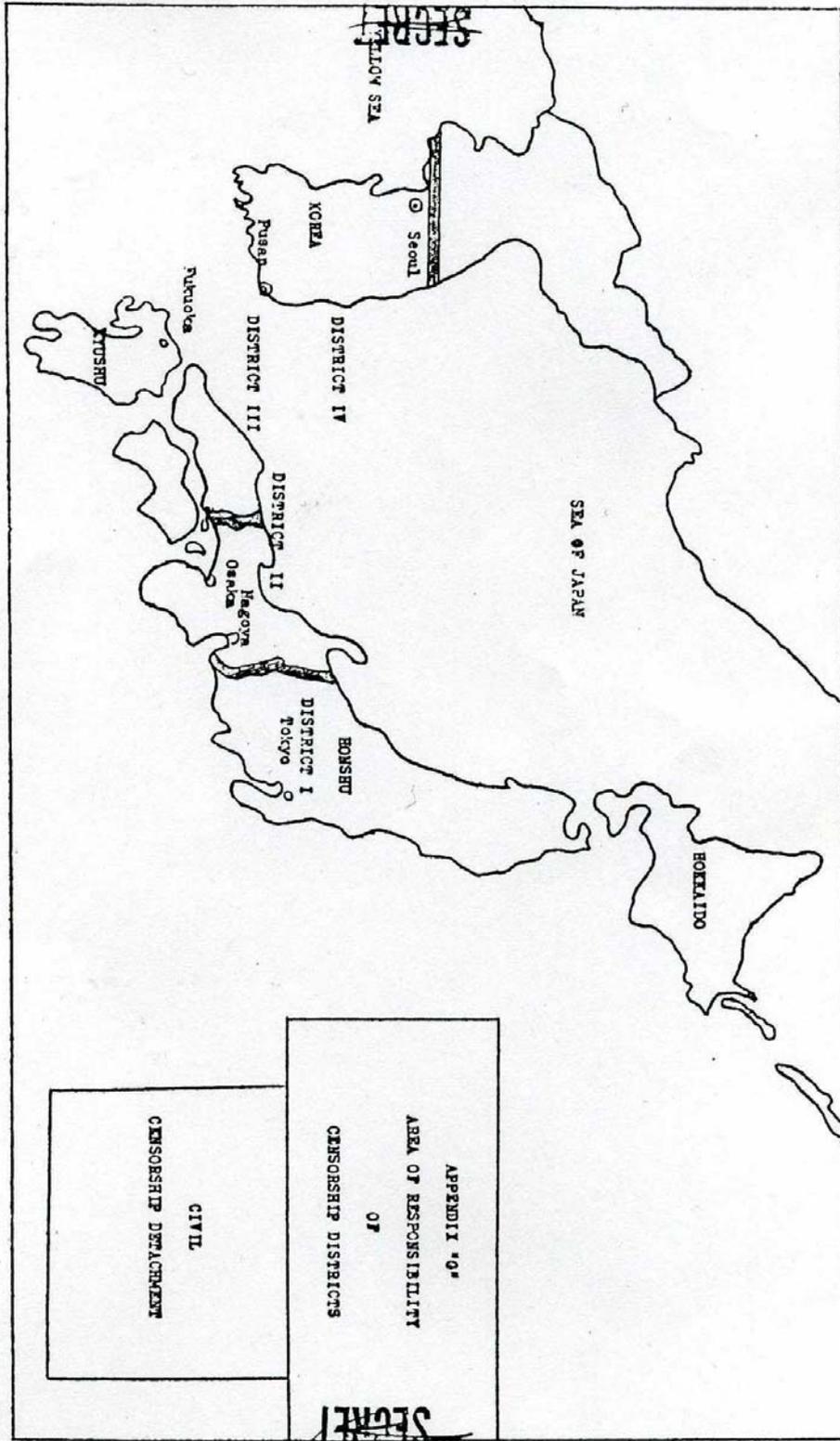


Source: The Gordon W. Prange Collection, The East Asia Collection, McKelden Library, University of Maryland.

Figure 6: Area of Responsibility of Censorship Districts

資料6 検閲の地域区分

Source: SCAP, box 8524.



The US administration knew word for word about these Gaimusho transmissions through the Magic listening post.

Japanese journalist and writers were censored for writing about the atomic bomb during the four years the American censorship was in force. One case that I was able to follow step by step through the censorship bureaucracy was made into a television-program here in Japan. Ishida Masako was only 15 years old in 1947 when her father Judge Ishida Hisashi thought that her little account of the atomic bombings of Nagasaki ought to be published. A member of the Occupation forces in Nagasaki Captain Irvin Rogers, thought that was a good idea and engaged himself in getting the book published. He wrote to the Fukuoka Branch of the Civil Censorship Detachment

that the manuscript was true and gripping depiction of a personal experience of the bombing.

His commanding officer Victor Delnore added that

”for us to properly realize the significance of the atomic bomb, to experience vicariously the feelings that so many thousands of Japanese people experienced is desirable”.

In spite of all this support, Masako’s book ”*Masako Taorezu*” was not published until 1949. The censor had said it would disturb public tranquillity and implied the atomic bombing was a crime against humanity. (See Figure 6, page 21)

Another famous case is that of Dr Nagai Takashi. Sifting through documents from many different sources, I was able to patch together the drawn-out battle he had with the censors to publish “*Nagasaki no Kane*”. The censors did not want to take a decision on their own, but sent it on to another department within SCAP; the Economic and Scientific Section. Then it went to the Public Health and Welfare Section. The censor was afraid the book would invite resentment against the United States. It was sent to General Willoughby, who was the head of the whole Intelligence Section of SCAP, G-2.

アメリカ政府は、マジックの放送傍受部門によって外務省のこれらのやり取りを一語一語知っていたのです。

アメリカの検閲が実行されていた4年間日本人ジャーナリストや文筆家は原爆について書くことを検閲されていました。私が煩雑な官僚的検閲の手順を追って行く事の出来た一つの事例は、ここ日本でテレビの番組になりました。1947年に石田雅子はまだ15歳でした。この年彼女の父石田壽判事は彼女のさやかな長崎での被爆体験記は出版されるべきだと考えました。長崎の占領軍の一員、アーヴィン・ロジャーズ陸軍大尉はそれに賛同し出版されるよう自ら労をとっています。彼は、原稿は真実であり、個人の被爆の体験は読者の心をつかむものであると、民間検閲支隊の福岡支部に手紙をかきました。(21頁資料6参照)

彼の上官であるヴィクター・デルノア中佐はそれに次のように書き加えています。「われわれが原子爆弾の重大性を適切に認識し、何万もの日本人が経験した感情をわがことのように経験することは望ましいことである」と。

こうした支持にもかかわらず、雅子の本「雅子斃れず」は1949年まで出版されませんでした。それまで検閲官は、この本は公共の安寧を乱すであろう、そして爆撃は人道に対する犯罪であるとほのめかしているとの意見でした。

もう一つの有名事例は、永井隆博士のものです。多くの資料の中から記録を選び分けていき、彼が「長崎の鐘」を出版するために経験した、検閲官達との長い闘いの姿をしだいに甦らせることができたのでした。検閲官は自分達で決定を下したがらないで、それを総司令部のもう一つの部署、経済科学局に送りました。それから、それは公衆衛生福祉局に回されました。検閲官は合衆国に対する怒りを引き起こさないかと心配したのでした。この本は、総司令部の諜報部局G2の本部長ウィロビィ将軍に送られ、そこでこの本は6ヶ月間保留されます。永井博士にはこの本を出版しようと動いてくれる有力な友人もいました。

There it was held for six months. Nagai had influential friends who also worked for the publishing of his book. After more time, it was said that Nagasaki no Kane

”was certainly inimical to the objects of the Occupation and not only would possibly disturb public tranquillity immediately but would serve as constant reminder to the Japanese public of what they had suffered at the hand of the Allies prior to the surrender.”

But the Intelligence chief general Willoughby thought that maybe it was better to publish Dr Nagai’s book at once, as he said

”while we still have the troops and the police power to counteract it.”

However, because it was thought that the book contained some specific information about the composition for the atomic bomb and its effects on human beings it was sent to the Department of the Army in Washington.

In 1948, after one year, Dr Nagai’s publisher was offered a deal: if he added material about Japanese atrocities in Manila to the manuscript, he would be allowed to publish the book. In the end, this is what happened. “Nagasaki no Kane” became an instant bestseller when it was published in 1949. (See Figure 7, page 26)

Books written and published outside of Japan were a special problem. The best example is the American journalist John Hersey’s *”Hiroshima”*. (See Figure 8, page 27) It consists of six long interviews with hibakusha. It had originally been published in The New Yorker in August 1946. Reading this account, people in America and in many other countries realized, maybe for the first time, which the long-term effects of the atomic bombings were. *”Hiroshima”* is now a classic and is still appearing in new printings, for instance this summer in Finnish language.

In November 1946 the English-language Nippon Times in Tokyo asked the Civil Censorship Detachment for permission to publish it in Japanese. CCD was of the opinion that it contained many passages that might create the impression that the use of the atomic bomb was *”unduly cruel”*. The Civil Information and Education Section did not approve either.

もう少しして、この本は「占領軍の諸目的にとって有害であり、そして公共の安寧をただちに乱す恐れがあるだけでなく、さらに日本国民に、彼らが降伏に先立ち、連合国の手によって被った事を絶えず思い出させるのに役立つであろう」と判断されたのです。

しかし、G2の本部長ウィロビィ将軍は「われわれがそれに対抗する軍隊と警察力を持っている間に」と言って、永井博士の本をすぐに出版するのが良かろうと考えたのです。

しかし、この本は原子爆弾の構造に関する特定の情報が含まれており、人類に対するその影響も含まれているという理由で、ついにワシントンにある陸軍省に送られました。

一年後の1948年、永井博士の出版者は一つの取引を申し出られたのです。それは、もし原稿にマニラで起こった日本軍の略奪行為について付け加えるなら、出版者はこの本を発行してもよかろうというものでした。結局はそうになりました。1949年に「長崎の鐘」は出版されると直ちにベストセラーになったのです。(26頁資料7参照)

日本の外で書かれ出版された書籍には特別な問題がありました。アメリカのジャーナリスト、ジョン・ハーシーの「ヒロシマ」がその一番の事例です。

(27頁資料8参照) これは被爆者との6つの長いインタビューからなっています。これは、もともとは1946年8月の「ニューヨーカー」誌に発表されました。この記事を読んで、アメリカや他の国々の人々は、たぶん初めて、原爆の長期にわたる影響を理解しました。「ヒロシマ」は今や古典的名著になっており、なおも版を重ねています。たとえば今年の夏はフィンランド語版が出版されました。

1946年11月東京にある英字新聞「ニッポン・タイムズ」が、民間検閲支隊に、この本を日本語で出版する許可を願い出ました。民間検閲支隊は、この本は原子爆弾の使用は「不当に残酷」であるとの印象を与えかねない多くの文章が含まれているとの意見でした。民間情報教育局も同様に認めません。

Figure 7: An Example of a Censorship discussion within SCAP

資料7 SCAP 内部での検閲に関する議論の事例

~~RESTRICTED~~

IOM

SUBJECT: Censorship of Book on Bombing of Nagasaki CAW/90(00458)

FROM: Gen Willoughby TO: Col Dodge) Date: 10 Jan 48
Col Bratton) Action - IN TURN
Lt Col Koster - Follow up
Exec Officers - Info 2

1. Your paragraph 5 c: This is, of course, a potent paragraph and we can always quote CI&E and "hide behind them". On the other hand, the atomic bombing of Nagasaki is a fact of history, that no amount of censorship suppression will ever eliminate. The question in my mind, is whether it is advantageous to keep it out of print now while we still have the troops and police power to counteract it or let it be printed after we have left (and it surely will be printed then) with undesirable reactions (excepted by CI&E) taking place when our influence has been completely removed.

2. Comments desired.

1 Incl
- n/c

s/ Koster
C.A.W.

CCD File Copy

FROM: Theater Intell TO: Col Bratton DATE: 12 Jan 48

1. The book is well-written and will undoubtedly sell well. However, the cumulative effect on one who has read it all the way through is perhaps more of an abhorrence of war in general than of resentment against the Occupation or the Americans. My impression is one of an account of the catastrophic manifestations and effects of atomic explosion handled in the same manner as are catastrophes such as earthquakes, tidal waves, volcanic eruptions, etc. We can't prevent the book from being published indefinitely and we are in a better position now to neutralize an adverse effect, if there is one, than we will be later on.

2. Recommend we do not suppress it.

1 Incl: n/c

F.B.D.

FROM: Col Bratton TO: Gen Willoughby DATE: 13 Jan 48

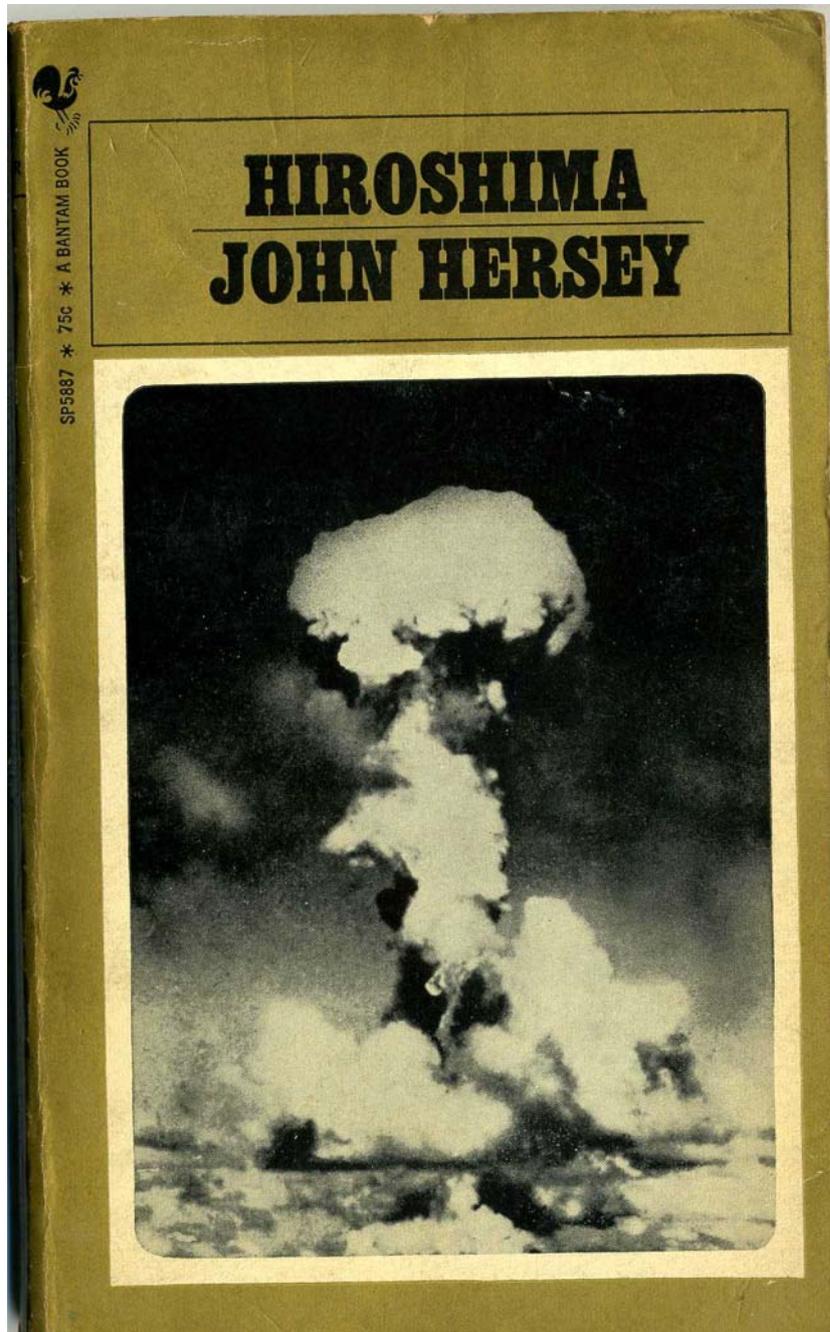
1. I am in agreement with par 1, Comment No. 3 above. However, pages 66-73 contain speculation as to the structure and composition of this bomb which may be too close to the mark to justify publication at this time. Furthermore, pages 102-160 contain statements as to effects produced upon personnel which the DA may not desire released.

~~RESTRICTED~~

Source: File 000.73 Censorship News Articles in Japanese Press 1948, SCAP, box 8519.

Figure 8: John Hersey's *Hiroshima*

資料8 ジョン・ハーシー *Hiroshima* の表紙 (1966年バンタム文庫版)



Nippon Times was further told that it could not make any agreement with The New Yorker to buy the text because this would be a violation of the Trading with the Enemy Act.

In 1948 an initiative came from America: The Authors' League of America named "*Hiroshima*" as involved in a censorship controversy in Japan. According to the information that the League had, General Douglas MacArthur himself had banned the book. MacArthur denied this, saying that American books were not censored in Japan. He called the accusations

"a maliciously false propaganda campaign aimed at producing the completely fallacious impression that an arbitrary and vicious form of censorship" existed in Japan.

"*Hiroshima*" was not published until 1949 in Japan.

The peace movement was followed closely by the censors. One example is an article in Yomiuri Shimbun in June 1948 about the necessity of starting a world peace movement in Hiroshima. This was suppressed. A few weeks later Jiji Tsushinsha published a story about the international peace movement "No More Hiroshimas". The Civil Information and Education Section was particularly opposed because the article mentioned repentance for the dropping of the atomic bomb. The only reason that there was no punishment was that it might be bad publicity for SCAP if the suppression of news about the peace movement became known abroad

In conclusion, very few books about Hiroshima were published under American censorship. The year 1949, when censorship gradually was lifted, there were 13 books published. In 1950-51 there were 14 books and in 1952-55, when the Occupation had ended, there were 33 books, among them the first pictures shown since the beginning of the Occupation.

「ニッポン・タイムズ」は更に次のように申し渡されます。「ニッポン・タイムズ」は「ニューヨーカー」とテキストを購入する契約を結ぶことは出来ない、何故ならばその契約は「対敵国通商法」に違反するというものでした。

1948年にひとつの動きがアメリカから起こりました。アメリカ著作者連盟が「ヒロシマ」を日本において検閲上の紛争に巻き込まれていると名指ししたのです。著作者連盟の持つ情報によると、ダグラス・マッカーサー元帥がこの本を禁止しているということでした。マッカーサーはこれを否定し、アメリカの著作物は日本で検閲されていないと言いました。彼はこの非難を「恣意的で悪意あるやり方の検閲」が日本に存在しているという「完全に誤った印象を作り出すことをねらった、不当な偽りのプロパガンダ」と呼びました。日本では「ヒロシマ」は1949年に初めて出版されたのです。

平和運動も検閲官から厳しくマークされました。一例は1948年7月の読売新聞の記事で、広島で平和運動を起こす必要性が書かれていましたが、検閲で禁止されました。1週間後、時事通信社が、「ノー・モア・ヒロシマズ」という国際平和運動の記事を公表します。この記事は原子爆弾を投下した悔恨の情を述べているとの理由で、民間情報教育局が特に反対しました。しかし特別な処罰が無かったのは、平和運動のニュースが日本で禁止されていると海外に知られると、総司令部に対するまずい逆宣伝になるからでした。

結論的にいって、アメリカの検閲の下で広島に関するほとんどの本が出版されていません。検閲がしだいに解除された、1949年に13冊の本が出版されました。1950年から51年にかけて14冊の本が出され、1952年から55年の間には、このとき占領が終わった時期ですが33冊の本が出されました。そのうちには占領が始まって以来初めて被爆写真が公開されました。

In newspapers there were not so many stories. But one especially sensitive subject was radiation. Positive views, however could be published, even if it was absurd. An example is a news report from Nagasaki in September 1946, claiming that the survivors of the atomic bomb appeared to be in good health. A similar story came from Hiroshima, claiming that a doctor here had said there was no further fear of atomic disease and that the scars of those who had had plastic surgery had all but disappeared. An English-language introduction by the tourist office called Living Hiroshima on the theme "Hiroshima is alive" was passed because its theme was positive.

In the United States, there had been extensive discussion during several years of how to treat information about the atomic bomb. Many, both scientists and politicians, realized that it would not be possible to keep the knowledge of how to build nuclear weapons secret for very long time. American mass media were also cautioned not to print information which might give away secret information about the atomic bomb. But in the end of August 1945, before American troops had arrived in Japan, the American news agencies Associated Press and United Press quoted reports from Domei. These reports told about the condition in the cities destroyed by the atomic bombs, the numbers of dead and wounded and also about the effects of radiation. The War Department declined to comment on the reports about the results of the atomic bombings.

It was not until in February 1946 that the Joint Chiefs of Staff in Washington considered the question of what should be released about Hiroshima and Nagasaki. Until then, "everything having to do with nuclear physics" had been classified as top secret. In the spring of 1946, a regular program of declassification of atomic bomb material was started. But it was not until the end of 1947 that the first atomic energy papers were released.

新聞ではそんなに多くの記事はありませんでした。彼らが特に神経質になっていた事項は放射線についてでした。しかし、どんなに馬鹿馬鹿しくても放射線についての肯定的な見方は報道されました。一例は1946年9月の長崎からの報道で、その記事は原爆を生延びた人々は元気にみえるというものです。広島からも同様の記事があります。それは広島のある医師がもはや原爆による病気の恐れは亡くなったと述べ、そして整形手術を受けた人々の傷はすべて消えてしまったと書いてあります。観光客向けの冊子は「広島は活気がある」をテーマにして「生きている広島」と名付けられましたが、これもテーマが肯定的であるとの理由で検閲をパスしました。

合衆国では以前から既に数年の間原爆に関する情報をどう取り扱うか、幅広い論争がなされていました。科学者も政治家も、多くの人が、長い期間核兵器をどうやって作るかを、秘密にしておくことは不可能だろうと考えていました。アメリカのマスメディアも原爆についての情報を印刷しないよう注意しています。しかし、アメリカ軍が日本に進駐するまでの、1945年8月末にAPとUPというアメリカの通信社が同盟通信社の報道を引用しました。これらのレポートは原爆によって破壊された2つの都市の状況について、死傷者の数について、さらに、放射線の影響に触れていました。このときアメリカ陸軍省は原爆投下の結果についての論評を拒否したのです。

1946年2月になって初めてワシントンの統合参謀本部は広島と長崎について何を公表すべきかの問題を論じました。そのときまで、「核物理学に関連するあらゆる事」が最高機密にされていたのです。1946年の春に原子爆弾に関する事柄のきちんとした機密扱い解除のプログラムが始められました。しかし1947年の終わりになってやっと「原子力エネルギー白書」が公表されたのでした。

In Japan, when the atomic bombs are mentioned in censorship guidelines, it is usually in a scientific meaning. There was for instance a special group in the Economic and Scientific Section of SCAP called the Special Projects Unit. It had taken control of everything concerning nuclear research in Japan before the surrender. It also decided if something should be censored for scientific reasons or because it threatened the security of the United States.

Many doctors and scientists had been eager to publish the results of their research immediately after the bombings. They had hurried to the cities hit by the atomic bombs because they knew that time was important. They had to see the immediate effects to understand what had happened and as a basis for later research. Most important was how to treat the wounded. If medical research was undertaken and exchanged maybe the medical treatment could become more effective.

These research teams, which were organized by the National Research Council of Japan cooperated later with the American research teams but they had to hand over their reports to the Americans. Although they repeatedly asked to be allowed to publish their manuscripts and although many influential Americans supported their request it was denied until 1949. Then several of them had already long before been published in the United States.(See figure 9, page 34)

However, all reports in Japanese medical journals were heavily censored. They were accused of

Criticism of SCAP

wartime nationalist propaganda

reference to censorship

discussion of the effects of the atomic bombs

(See Figure 10, page 35)

A report by Kobayashi Toshiko of Hiroshima workers' section of the Ministry of Labor's Women and Minor's Bureau is another example. In 1948 she made a survey of female atomic bomb victims. It was prohibited for publication.

日本において検閲のガイドラインの中で原子爆弾についての言及があったのは通常科学的意味においてでした。例えば、総司令部の経済科学局の中に「特別調査計画班」と呼ばれるグループがありました。この計画班が降伏までの日本における核研究に関して全てをコントロールしていました。そこではもし科学的理由で何かを検閲されるとしたら、それはアメリカの安全を脅かすからだという理由で決していたのです。

日本の多くの医師や科学者が爆撃直後の彼らの調査・研究の結果を発表したがっていました。彼らは時間が重要だと分かっていたので原爆によって攻撃された2つの都市に急行したのです。彼らは何が起こったか理解する為に、今後の研究の基礎として直後の影響を見なければなりませんでした。最も重大なことは負傷者をどう治療するかでした。もし医療調査がなされ意見交換がなされていたら、もっと有効な医療がなされていたかもしれません。

このような研究チームが日本の学術団体によって組織されます。のちに彼らはアメリカの研究チームと協力しますが、彼らは研究結果をアメリカ軍に引き渡さねばなりませんでした。彼らが繰り返して彼らの原稿の発表を許可するように訴えたにもかかわらず、また多くの影響力のあるアメリカ人がそれを支持したにもかかわらず、1949年まで拒絶されました。そしてそのときまでに研究結果のいくつかは合衆国で既に公表されていました。(34頁資料9参照)

しかしながら、日本の医学雑誌の全てのレポートは厳しく検閲されました。それらは次の理由で非難されました。

総司令部に対する批判
戦時中の国粹主義的プロパガンダ
検閲そのものへの言及
原子爆弾の効果の検証
(35頁資料10参照)

労働省婦人部の広島労働支部にいた、コバヤシ・トシコの報告ももう一つの事例です。1948年に彼女は女性の原爆犠牲者の調査をしましたが、これも公開が禁止されました。

Figure 9: Classification of a Japanese Report on the Atomic Bombings of Hiroshima Nagasaki

資料9 広島・長崎原爆に関する日本科学者の報告の機密区分

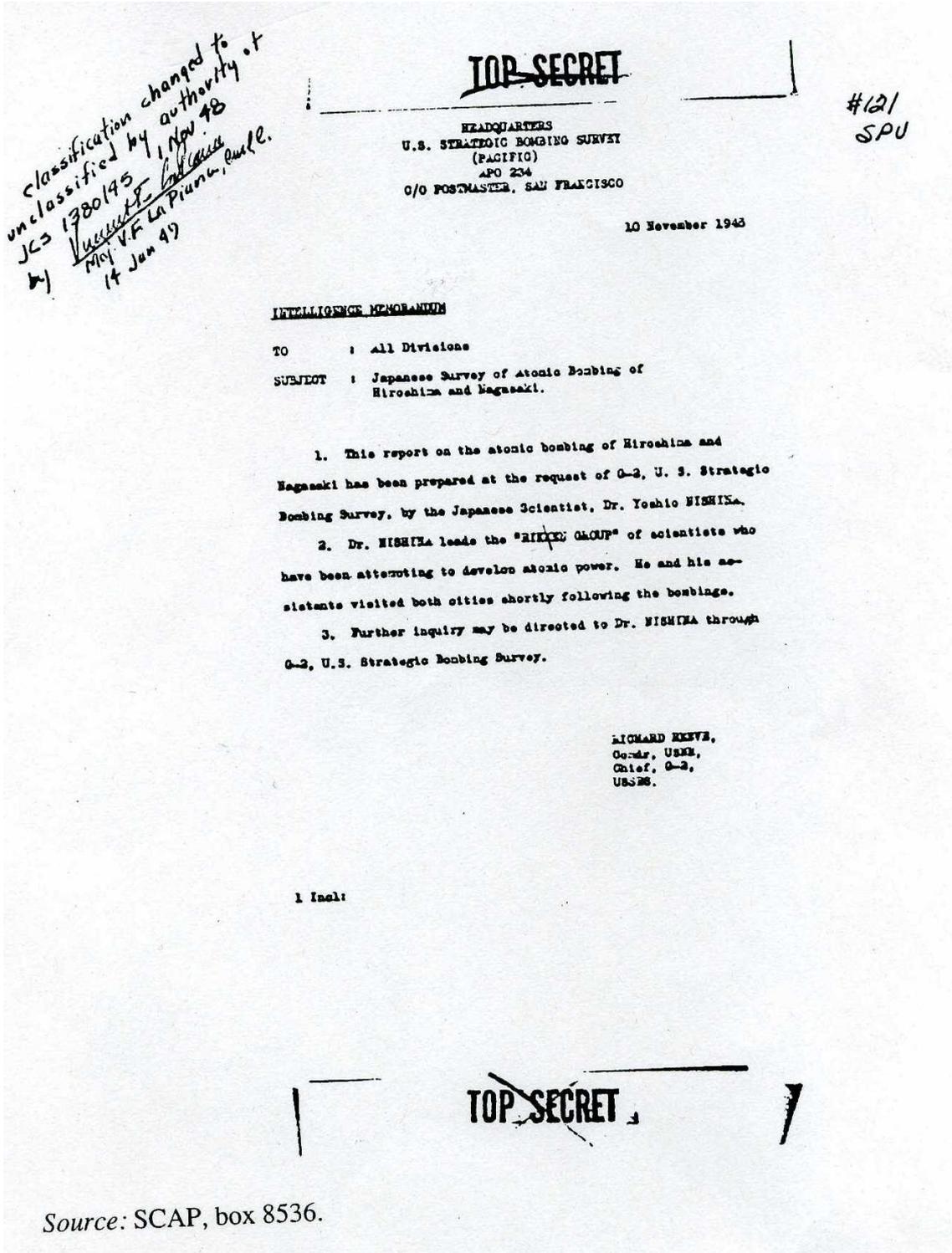


Figure 10: An Example of Mail Censorship

資料 10 郵便検閲の事例

~~Secret~~

Dim. ESS

CIVIL CENSORSHIP DETACHMENT
CIS - MIS - GHQ - SCAP

JP/TCS/3523
Scientific & Technical

RECEIPT:

| | |
|--|---|
| <p>SHU Hideo (篠 英雄) c/o CHUKA BUNKOKU KAKYO RENGO KAI (Chinese Association) Yuya-cho, Yuda-machi, Yamaguchi-shi, Yamaguchi-ken (Japan)</p> | <p>To: TAKIYAKA Tetsuo (竹中 邦夫) c/o OYARI Shigejiro (大 淵 繁次郎) Nonaka, Nonaka-mura, Shimoshirakawa-gun Toyama-ken, (Japan)</p> |
| LIST: | |
| <p>Letter</p> <p>20 Sep 48</p> <p>Language: Japanese</p> <p>Obtained /ME/A0034-37</p> <p>Records:</p> <p>TCS</p> <p>Date: 4 Oct 48</p> <p>Ref: 706-6-10</p> <p>DISTRIBUTION: S/CH/AM -2 /OB -1 /BY -1 S/ST -1 I -4</p> | <p style="text-align: center;">TEXT</p> <p><u>INTELLIGENCE</u>: UNDERGROUND CONSTRUCTION OF ALLEGED 'ATOMIC BOMB' BEING PLANNED</p> <p>Writer states:</p> <p>"Though I would like to get your opinion and make arrangements, I shall not be able to travel until sometime in November. The thing I am very excited about now is applied chemistry. I am unable to give you an explanation of it only by means of a diagram. If there is any chance for success, I shall make underground arrangements to obtain capital, tools, machines and chemicals. This may sound like counting chickens before they are hatched, but I do have confidence in chemistry."</p> <p>Examiner's note: The above-mentioned diagram a 1 1/8 x 2 7/8" photograph, was sealed onto and folded into unwritten reverse side of the one-page letter. The diagram shows a cross-section view of an atomic missile with the following data: Uranium, No. 2 Uranium Uran 2.5 grams. Pressure device: length, 2 meters and 5 cm.; diameter, 6 cm.; weight, 3,200 grams (Ex: approximately 7.04 lbs.); and cost, \$406,000,000. Diagram bears numbers 1-32 with arrows; however, these numbers are not explained in either the letter or the diagram.</p> <p>Subject letter has been photographed and filed as TCS/ME//A0034-37.</p> <p><i>Col Shocum (G-2) ADI states they do not plan to investigate subject case.</i></p> <p><i>Capt Whitworth (ECO) will bring over a copy of subject photographs 8 Oct 48.</i></p> <p><i>ADI desires results of any investigation not make.</i></p> <p><i>See folder 5-3 for investigation results.</i></p> <p style="text-align: center;">DECLASSIFIED E.O. 12065, Sec. 3-402 ANDG 775,019 By <i>me/17</i> DATE <i>2-27-81</i></p> |

Source: SCAP, box 7431.

Edwin Teller, who has been called "The Father of the Hydrogen Bomb", used to say that facts about nuclear weapons are born secret. For some time after the war, the official US policy was to try to keep the knowledge of how to build nuclear weapons for its own use only. Of course, already in 1949 The Soviet Union had its own weapons.

One of the reasons why material about the atomic bomb was censored in Japan and prohibited was the possibility that it might hurt the security of the United States. To find out if this was the case with some specific material could take years.

Another important reason for prohibiting material about the atomic bomb was if it gave the impression that there was no war guilt on the part of the Japanese. Even more serious was any form of accusations against the United States for having dropped the atomic bombs.

Also, writings that might cause resentment of the United States were censored. The moral question of using the atomic bombs had been very widely discussed in the United States and elsewhere. But such discussions were not allowed in Japan. Even Admiral William Leahy, chief of staff to both president Roosevelt and president Truman, wrote:

"My own feeling was that in being the first to use /the atomic bomb/ we had adopted an ethical standard common to the barbarians of the Dark Ages...It will be a form of pillage and rape of a society done impersonally by one state against each other...These new and terrible instruments of warfare represent a modern type of barbarism not worthy of Christian man."

The results of the censorship of the atomic bombings of Hiroshima and Japan had wide repercussions, although they are difficult to prove factually. It is however clear that

- ✕ both Japanese and Americans and the rest of the population of the world had been limited to random pieces of information. There was no full picture.
- ✕ The ignorance about the effects of the bombings led to discrimination, poverty and loneliness of many survivors.

「水素爆弾の生みの親」と呼ばれているエドウィン・テラーは核兵器に関する事実は生まれながらの秘密であると言ったものでした。戦後しばらくの間、合衆国の公式政策はどうやって核兵器を作るかという技術をアメリカの利用にのみ制限しようと試みました。もち論、1949年には既にソヴィエト連邦が自分の兵器を保有しています。

日本で原爆に関する内容を検閲し禁止したのかという理由の一つは、それがアメリカの安全を傷つける可能性でした。この可能性についてある特定の事例でこのことを照明するには何年もの時間が必要でしょう。

もう一つの重要な理由は日本人が戦争の罪を感じなくなると困ると言うものでした。さらに重大な理由は原爆を投下してしまったことに対するいかなる形のアメリカへの非難がされてはならないというものでした。

また合衆国に対して怨恨・怒りを引き起こすかもしれない書き物は検閲されました。原爆使用の道義的問題は合衆国でもどこでも広く論じられました。しかしそうした議論は日本では許されませんでした。ローズヴェルト大統領とトルーマン大統領の参謀長のウィリアム・レイヒ提督でさえこう書いています。

「私自身の感情は、原子爆弾を最初に使用したことにおいて、われわれが、暗黒時代の野蛮人に共通する倫理基準を採用してしまっていたということであった。・・・それ[原爆の使用]は、人間の感情を交えずに一国家によって別の国家に対して行なわれる、社会そのものの一種の略奪とレイプとなるであろう。・・・これらの新しい、恐るべき戦争手段はキリスト教徒にふさわしくない野蛮主義の現代版を表している。」

広島と長崎の原爆投下に関する検閲の結果は広い影響を与えました。それらを事実に基づいて証明することは難しいでしょうが、しかし、以下の点はあきらめず。

☆ 日本人も、アメリカ人も、世界の他の人々も情報のいきあたりばったりの断片に限られており、完全な全体像が無くなってしまったのです。

☆ 原爆の影響に関する無知が多くの生き残った人々への差別と貧困と孤独に繋がったのです。

- ✎ Knowledge and discussion about the effects would have made a more solid basis for forming opinions about nuclear weapons.
- ✎ It would also have formed a more solid base for the treatment of hibakusha as well as a means to alleviate the physical, psychological and social pains of the survivors and their families.

The end result of US censorship of the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki was that

- ✎ for four years the world did not know the full extent of what happens when nuclear weapons are used.

I would like to quote Hiroshima historian Imahori Seiji, who said that by silencing the voice of the atomic bomb survivors

”an important possibility to decisively influence the world situation was lost.”

Today, the world situation regarding nuclear weapons is different from the Cold War. But it is as threatening. The Non Proliferation Treaty is not effective:

- ✎ North Korea has retired from it
- ✎ India and Pakistan as well as Israel are not part to NPT although they have nuclear weapons.
- ✎ Iran is insisting it has the right to nuclear weapons.
- ✎ The review of the NPT last May led to no results at all.
- ✎ Among the foremost nuclear powers, at least the United States, Russia and Great Britain are going to develop new nuclear weapons that can be used in battle. In this way the threshold for using such weapons will be lowered.

I would like to thank everyone in Hiroshima and Nagasaki who have helped me in my work during these many years. I hope that they and others, especially young students, will continue the work that only you can do - to tell from the experience of yourselves and your cities what results the use of nuclear weapons cause only in order to help avoid disaster for us all.

☆ 影響に関する知識と議論があったならば、核兵器にかんしての意見形成のためのより堅固な基礎ができたことでしょう。

☆ 生き残った人々とその家族の肉体的、心理的社会的苦痛を和らげると、どのように、被爆者を取り扱う、よりしっかりした基礎を形成できたことでしょう。

広島と長崎の原子爆弾についての検閲の最終的結果は、

☆ 4年もの間、世界は核兵器が使用されると何が起こるか、完全には知らなかったということです。

広島歴史学者今堀誠二氏の言葉を引用したいと思います。彼は生き残った被爆者の声を黙らせることで、「世界情勢に決定的影響を与える重大な機会を失った」と言っています。

今日、核兵器に関する世界情勢は冷戦時代のものとは異なってきています。しかし、そのときと同様に危険なのです。NPT[核拡散防止条約]は、有効性を失っています：

☆ 北朝鮮がそれから離脱しました。

☆ イスラエルのみならずインドとパキスタンは核兵器を持っているにも関わらず NPT に加わりません。

☆ イランは核兵器への権利を持っていると主張しています。

☆ 今年5月の NPT の再検討は何の実りもありませんでした。

☆ 主要な核兵器保有国のうちで、少なくともアメリカ、ロシア、イギリスは戦闘で使用できる新しい核兵器の開発を行なおうとしています。このようにそうした兵器使用の障壁は低くなっていくのです。

長年にわたってわたくしの仕事を助けてくださった、広島と長崎のみなさんに感謝したいと思います。その人々が、また他の人々が、とりわけ若い学生の方々が、あなた方のみができることを続けてくださるように希望します。即ち、われわれ全てのためにただ惨劇を回避する為に核兵器の使用が何を引き起こすのか、あなた方の、あなたの都市の体験から語り続けていただきたいのです。

戦後責任を考える
—日本とドイツの比較から—

広渡清吾

東京大学社会科学研究所教授

ご紹介戴きました広渡でございます。ブラウ先生の先ほどからの原爆報道に関する占領下の検閲問題についてのご講演は、私も初めて詳しくお聞きする話でしたのであらためて感銘を深くしたところです。

今日、私は「戦後責任を考えるー日本とドイツの比較から」というテーマで話をさせていただきます。「被爆 60 周年記念講演会」の企画趣旨を私なりに受け止めて、このテーマを設定いたしました。私の日ごろの専門分野での研究を踏まえて第 2 次世界大戦を引き起こした日本とドイツの戦後の歩みを比較しながら、今どのような状況にあるのか、これから日本の私たちが世界の平和のために何をしなければならないか、という問題について考えてみたいと思います。今日の講演会で話しをさせていただく機会を与えられまして、大変光栄に存じております。レジュメにそってお話し申し上げます。

1 テーマの趣旨について

まず、表題の「戦後責任を考える」ということの意味について、このことばをめぐって私が何を考えているのかをお話しいたします。

<戦争責任と戦後責任のちがい>

戦後責任という言葉は、1994 年に私たち数名の研究者が共同で刊行しました朝日選書『戦争責任・戦後責任ー日本とドイツはどう違うか』のなかで、私は初めて使いました。この書物は、私が関係した本の中では非常によく売れております。私たちの専門書は 1000 部いけばよいということなのですが、これは幸いにして最近朝日新聞社から「もう一度新しく刷りますよ」という通知を受けましたが、11 刷で 2 万 8,000 部までになりました。このことからみると、このようなテーマについて日本人々に相当の関心があり、この 10 年ずっと続いていると考えることができそうです。

戦後責任という言葉は、戦争責任と区別して使っています。戦争責任というのは、戦争そのものに関係して生ずる責任であると考えられます。最も典型的なものは、ご承知のように極東国際軍事裁判で有罪判決を受けて日本の政治家、軍人 7 名が絞首刑になりましたけれども、これは文字通り戦争責任

を、侵略戦争を引き起こした自らの行為によって問われたということです。戦争責任は、しかし、戦争犯罪とされるような行為についての法的責任のみならず、もっと広く政治的責任や道義的責任を含むものと考えられます。いずれにせよ、戦争に立ち会った人々に生じる直接的な責任のことを戦争責任として理解することができます。

<責任の担い手>

「責任」を問うということになれば、責任を負うべき「責任能力」が問題になります。日本の戦争は1945年8月に終わりましたから、その戦争に直接に関係し、責任能力を有する人々の範囲というのは、今では極めて小さくなっているわけです。日本の刑法では刑事責任を問われる能力は14歳以上ということですから、仮にこれを基準に考えますと終戦のときに14歳未満の人々、現在74歳前後以下の人々は、戦争責任に関係がないことになります。日本の高齢化率、高齢化率というのは65歳以上の高齢者の人口に占める比率ですけれども、それは現在18%程度ということですから74歳以上の方はそれよりももっと少ない。したがって戦争責任という戦争に関する直接的な責任だけを問題にすると、これはもう過去の問題であって社会のごく一部の高齢者の問題になってしまいかねません。

もちろん、このような直接的な戦争責任の問題も、まだ決して終わっているわけではありません。それどころか、なお深刻な問題として追求されています。その人自身が戦争責任と向き合っているという例を新聞などを通じて知ることができます。自分自身の体験として中国大陸で中国人を軍刀で斬首したとか、あるいは中国人の女性を強姦したということを告白して、平和のために戦争の語り部になるという決意をもって行動している高齢者の方も日本社会の中にまだいらっしゃいます。

もっと社会的な広がりをもっているのは、戦争による被害の補償問題です。新聞等でご存知かと思えますけれども、戦争中の日本の軍隊、日本国家そのものの行為によって被害を受けた中国の人たち、韓国の人たち、その子孫の人た

ちが、慰安婦の仕事を強制されたとか、あるいは大陸から強制的に日本に連れて来られて強制労働に従事させられたとか、あるいは中国大陸で集団虐殺が行われたということを理由にして、日本の裁判所に日本国家の責任を問う裁判を相次いで起こしています。いわゆる戦後補償裁判と呼ばれる、これらの裁判は、1990年代に入って数多く提起され、すでに最高裁判所まで審理が進んだ事件も含めて現在 80 件を超える数の裁判が続いています。強制労働が行われた企業を相手にする裁判もありますが、日本国家、日本政府を加害者とするこれらの裁判は、戦争責任を直接に問うものであると言えます。

<私たちが係わる戦後責任ということの意味>

戦争責任は以上のように戦争に直接に係わって生じる責任ですが、これに対して戦後責任というのは、こういう直接的な戦争との関係を越えて、戦後に生きる人々、また戦後に生まれた人々の負うべき責任として、私は考えます。

戦後責任とは、日本がアジアで引き起こした、2 千万人以上のアジアの人々に被害を与え、また 300 万人を超える日本人の命を奪ったこの戦争をどう受け止め、平和の構築のために何をなすべきかを考え、そして行動する責任のことであると、私は定義をしたいと考えています。こうした概念をあえて強調することについて、その背景になる 1 つのエピソードがあります。

もう 10 年前のことになりますけれども、当時は社会党の村山富一氏が首相であり、戦後 50 年のこの機会に国会で不戦決議をしようという話しが持ち上がりました。そのときに当時の新進党の議員であった高市早苗さんが国会（衆議院）の外務委員会で質問に立って決議に反対し、このように述べました。彼女の発言によると「決議を提案している人は日本国民全体に戦争に対する反省があると決め付けておられるのですけれども、少なくとも私自身は当事者とはいえない世代ですから反省なんかしておりませんし、反省を求められるいわれもないと思っております」というのです。

高市さんはその後落選しましたが、今回の衆議院選挙で自民党議員として返り咲いていらっしゃいます。高市さんは私より年下で戦後生まれですけれども、もし戦後生まれの日本人たちが皆このような考え方をとり、日本がアジアで

行った戦争に何も反省する必要がないと言ったとしたら、日本はアジアの諸国とほとんどまともな対話ができなくなるでしょうし、そればかりではなく広く世界の中でわけの分からない国とみなされるでしょう。

戦後責任ということの意味は、こういう状況に関連させると理解していただけたと思います。高市発言から10年経ちましたが、状況はますます悪くなっているのではないかと私は危惧しています。

< 「戦後」 へのこだわり >

「戦後」という言葉に私はずっとこだわっており、日本とドイツの「二つの戦後社会」の比較についてこれまで考えてきました。アメリカやイギリス、フランスのように第二次大戦の戦勝国において戦前と戦後の区分は、もちろん小さくない意義がありますが、日本とドイツにとっての意義とは異なります。日本とドイツにとって「戦後」という時期は、まったく新しく自分たちの国をつくり直すという時代でありました。その新しい国のあり方というのは、戦争によって世界に迷惑をかけたこの国の歴史を問い直して、二度と世界に迷惑をかける国づくりをするということだったと思います。

このような意味において「戦後」は、日本の社会とドイツの社会にとって非常に大きな意味を持つ言葉であるということです。私がかねてからそのように考えてきたのですが、もっと簡単な、分かりやすいかたちで「戦後」という言葉に重い意味があることに、最近改めて気がつきました。日本語やドイツ語の辞書は、「戦後」を「戦争の終わったあと、とくに第2次世界大戦の後」と説明するのが普通です。英語の辞書では同じように説明するものもありますが、「直近の大きな戦争のあと」と書いている辞書もあります。それは、アメリカやイギリスが第二次世界大戦のあとにも国として戦争をしているからだと思います。アメリカはベトナム戦争があり、湾岸戦争もあり、イラク戦争もあります。イギリスはフォークランド戦争があり、フランスはアルジェリア戦争がありました。日本とドイツは、第二次世界大戦後、これらの諸国と異なってずっと「戦後社会」だったわけです。

<「戦後っ子」ということ>

このことに関連するのですが、社民党の土井たか子さんは、この（2005年）9月の衆議院議員選挙の運動の間、俳優の吉永小百合さんの言葉をメモにしてお守りのように自分のポケットにいつも入れていた、という話しをある週刊誌でしておられました。その吉永小百合さんの言葉というのは、「私は戦後の年に生まれたことを感謝している。いつまでも戦後であってほしい。そのために出来る限りの努力をしたい」というものです。ここで吉永さんが言おうとしていることは、私が先ほど来、お話ししたことと同じであります。戦後というのは戦争が終わったあとの時代のこと、戦争をすればその時代は戦後ではない、「戦前」になってしまうわけです。この社会がいつまでも戦後であり続けてほしいというのは、二度と戦争にこの社会は立ち会わないでほしいという願いであります。吉永さんのこの言葉には、我が意を得たということもあり、心から共感しました。

吉永小百合さんは昭和20年、1945年3月の生まれです。私は先ほどご紹介いただいたように同じ1945年ですが12月生まれですから、文字通り「戦後っ子」です。戦後っ子ということは、最近ほとんど言いませんが、私の少年時代にはよく使われていました。当時はもちろんその言葉の意味を考えることもなかったわけですが、「戦後っ子」、あるいは「戦争を知らない子どもたち」という歌もありましたが、いつまでもこの日本で生まれる子どもたちが「戦後っ子」であり、あるいは「戦争を知らない子どもたち」であるという、そういう日本のあり方を続けていくことができるように、日本の社会のあり方を考え、そして考えたことに基づいて行動すること、それがここで今からお話ししようとする戦後責任の内容として、私が考えていることでもあります。

それでは、これから、日本とドイツのことを比較してお話しいたします。お耳になじまないことがあるかもしれませんが、大体の流れをつかんでいただければありがたいと思います。

2 戦後責任としての憲法

まず、日独の比較のなかの一つの柱として「戦後責任としての憲法」ということについて考えてみたいと思います。

<戦後の国際社会への回答としての新憲法>

第二次世界大戦後の世界の平和と安全保障にとって非常に重要な役割を果たすことになる国連、国際連合（United Nations）は、1946年の10月に発足します。国連をつくる基礎になった国際連合憲章は、その第107条の規定で「敵国」という表現をして、国連憲章の規定が「敵国」には適用されない場合があることを定めています。国際連合のユナイテッドネーションズというのは、第二次世界大戦をドイツや日本、イタリア等の枢軸国側と闘った「連合

（United Nations）」と同じでものですから、107条に書かれている敵国というのは日本やドイツのことなのです。そしてこの敵国条項は、現在に至るまでそのままになっており、現在議論されている国連改革のなかで、その削除が検討されています。

国連憲章は、日本国憲法と同じように前文が付いており、そこでは「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を与えた戦争の惨害から将来の世代を救う」ことを第一の目的にして国連を設立することが述べられています。この国連憲章が「敵国」と規定する日本やドイツは、

「戦争の惨害から将来の世代を救う」ことを最重要の目的とする第二次世界大戦後の新しい国際社会にどのように復帰することができるか、ということを考えなくてはならなかったわけです。そして、日本とドイツが国際社会に復帰するときの新しい国のあり方を示すものは、新しい憲法だということになります。

その新しい憲法は、したがって、戦後に生きる日本とドイツの人々がどういう国を世界に示すのか、つまり、国づくりにおいてどのように戦後責任を考えるのか、という一つの回答として位置づけることができるでしょう。そのような趣旨で、私は「戦後責任としての憲法」という意味を考えております。

この回答に示すべき新しい国づくりにおいて最重要のポイントは、いうまでもなく「戦争することによって再び世界に迷惑をかけることをしない」という

ところにあります。これについて、日本とドイツの新憲法は、「憲法による軍事主権の自己制約」という選択を示すことになりました。もともと国家主権というのは誰からも制約されない権力であるわけですが、日本とドイツは軍事力を行使するという国家主権を憲法で自ら制約するという道を選んだのです。

<日本国憲法の戦争放棄と軍隊不保持>

では、軍事主権の自己制約は、具体的にどのような内容をもったかということです。これについては、それぞれの憲法の制定時の国際関係が決定的な意味を持ちました。西ドイツの憲法である基本法は1949年に、ドイツが東西に分裂し同年に東ドイツが建国されるなかで成立します。日本国憲法は、東西の冷戦がまだ明確にならない1947年に施行されます。この2年間の開きは非常に大きなものがありました。

まず日本国憲法のあり方は、皆さんご承知のとおりであり、「戦争をしない、そのために軍隊を持たない」という規定の仕方です。憲法9条1項で戦争を放棄し、2項で戦力を保持しないことを規定しました。戦争をしないという約束として、軍隊を持たないというやり方に勝る方法はありません。軍隊を持たなければ戦争はできないわけですから、日本国憲法9条のあり方は非常に鮮明でかつ明確でした。

日本国憲法は、1946年の11月3日に制定されて翌年1947年5月3日に施行されたわけですが、その時代は第二次世界大戦の基本的な構図、つまり民主主義がファシズムと戦ってそれに打ち勝ったという構図がまだ支配的だった時代です。そこで日本国憲法の戦争放棄についての選択肢は、非常に理想主義的に考えることができたという背景があります。つまり、世界が東西の二つの陣営に分かれてまた戦争をするという危機感は、この時代にはまだ前面にでていませんでした。

もう一つこれに関して重要なことは、アメリカ占領軍、GHQの責任者であったマッカーサーが日本の天皇制を存続させることを考えたということです。日本の有力な政治家たちはひとしく日本の天皇制の存続を考えていました。占

領軍と日本の政治家たちの間には、日本国憲法において天皇制を存続させることの合意が成立しました。しかし、それは日本の政治家と占領軍の考え方であって、日本と戦った連合国の国民たちは、天皇制を残すことについて批判的で、また天皇の戦争責任を問う声は世界に強かったのです。そこで、日本国憲法では天皇制を象徴天皇制として存続させるが、天皇制を残しても絶対に日本は戦争を起こす危険性がない、つまり戦前のように天皇が白馬にまたがって国民を叱咤激励して戦争をするということはもう絶対にないということを保証するためにも、憲法9条で軍隊を持たないことが規定されたのです。

歴史的にはこういう経過で、日本国憲法1条と9条はワンセットで日本国憲法の中に取り入れられたというわけです。

<日本国憲法9条をめぐるその後の動き>

さて、憲法9条をしっかり擁護し実現することが戦後責任のとり方であるというのが私の考えですが、日本のその後は、憲法に矛盾する軍事力の整備と戦争体制の準備が進んできているという現実があります。

朝鮮戦争のときに警察予備隊がつくられ、それが保安隊に変わり、1954年に自衛隊法が制定されて、今の自衛隊が整備されました。アメリカは、日本国憲法を制定する段階では日本に軍隊を持たせないという政治的な選択をしたわけですが、その後1948年以降の東西冷戦の深まりの中で、日本にも軍隊を持たせてアメリカのアジアにおける軍事戦略に協力させるという要求を持つようになりました。日本は、こうしたアメリカの要求にも応えながら、憲法上軍隊とよべないが、実際には軍隊と同じものをもつことになりました。自衛隊が憲法違反ではないかという問題は、社会の中で争われてきましたが、最高裁判所はこれについて違憲審査権を行使せず、決着をつけることを一貫して避けてきています。

湾岸戦争以降、国際貢献ということで自衛隊を海外に派遣することがアメリカから日本に要請されることとなります。日本も大国としての国際的な地位を考えれば、この要請に応じるべきだということで、法体制の整備が行なわれて

きました。国連の平和協力活動に自衛隊を派遣するために 1992 年に P K O 法が制定されました。湾岸戦争では自衛隊を派遣しませんでした。イラク戦争では小泉内閣がそのための法律を作って自衛隊を派遣してしまいました。これとあわせて、日本が攻められたらどうするのかということで、武力攻撃事態対処法が 2003 年に制定され、そのときの国内の対応態勢を定める国民保護法が 2004 年に制定されました。こうして法制度の上では、日本は戦争のできる体制を準備したといえることができます。

このように事態が進んでくれば、憲法 9 条はもはや時代にあわない、むしろ足かせになっていると批判され、自民党は新憲法草案を作成して、また、憲法改正のための国民投票法案も作成して、憲法改正の具体的な準備にかかっています。自民党の憲法改正案についてはあとで申し上げますが、9 条を改正して明確に軍隊（自衛軍）を設置する、軍隊の国際的派遣は無制限に認めることを規定しています。

<ドイツの基本法のあり方：軍隊を持つが、軍事主権を委譲する>

ドイツのやり方は日本とは違わざるを得ませんでした。ドイツの基本法は、軍隊を持つが、その軍隊を使うことに国際的な制約を課するという方向をとることになりました。というのも、ドイツは、日本に比べて極めて過酷な国際的状況におかれていたからです。日本もソ連とアメリカによって分割占領されるという危険性がまったくなかったわけではありませんが、ドイツはイギリス、アメリカ、フランスおよびソ連の 4 カ国によって文字通り分割占領されました。そして 1949 年、すでに西側の資本主義陣営とソ連を中心とする東欧の社会主義ブロックが激しく対立し合うその中で、英米仏の占領地域が西ドイツとして、ソ連の占領地域が東ドイツとして、分裂国家としてのドイツが戦後の歩みをはじめたのです。

西ドイツは西側の最前線として東側の諸国に対面する地位に置かれたわけですから、日本のように軍隊を持たないという選択は困難でした。そこで、西ドイツの基本法は、侵略戦争を禁止するが、軍隊は持つ、ただし軍隊を持つけれども、それをドイツのエゴイズムのために使うことはしないという立場を規定

しました。具体的には、軍事主権を国際的な安全保障組織に委譲する、地域的な集団安全保障機構にドイツの軍隊を統合するということです。西側諸国の集団安全保障体制の中に自分たちの軍隊を提供して、それによって自分たちの国を守るということにしたわけです。これが西ドイツのやり方でした。

<ドイツのその後の動き>

西ドイツは、1950年代の半ばに再軍備を行い、ドイツ国防軍を再建して徴兵制を採用しました。同時に北大西洋条約機構（NATO）という西側の集団安全保障体制に加入して、そこに自分たちの軍隊を預けることにしたのです。その後、西ドイツは1960年の後半には非常事態法制を整備をして、防衛のための戦争をする国内体制を法的に整備しました。西ドイツの場合、これらはすべて憲法改正の手順を踏んで、それゆえしばしば国論を二分する議論をしながら進めました。

1990年の10月に、東西ドイツは統一します。これは、東西の冷戦体制の終結のシンボルでもありました。この後、統一ドイツは、日本と同じように国防軍の国外派兵の問題に直面します。PKOへの派遣や、NATOの防衛地域外への派遣が具体的な問題になります。とくにユーゴの紛争への派遣問題は深刻な政治的議論を呼び起こしました。ドイツの基本法によれば、国防軍はドイツの防衛のためにだけ使うと規定されているので、これらの国外派兵は憲法違反であるという可能性があり、当時の野党は強くそのように主張しました。

この問題は最終的に連邦憲法裁判所に持ち込まれ、裁判所は、国際連合やNATOという国際的な集団安全保障機構による行動に自国の軍隊を提供するのは、直接に自国の防衛のためでなくとも憲法に適合するという判決を下しました（1994年）。ただし、その場合には国防軍の派遣について連邦議会の承認が必要であるとされました。ドイツには日本と異なり、独自の憲法裁判所があり、憲法の解釈については連邦憲法裁判所のみが判断をする権限を持っています。憲法裁判所の判決は、ドイツ国防軍の国際派遣についてのシステムを憲法解釈によって作り上げたということになります。

<ドイツと日本の現在>

このようにドイツは、軍隊を持ち戦争のできる国であるわけですが、軍事主権を国際組織に委ね、自国の軍隊を地域的な安全保障機構の中で役立てるという憲法上のシステムを持つことによって、ヨーロッパの諸国と世界に対して二度と過ちをしない、軍隊を自分たちのエゴイズムのために使うようなことは二度としないという安心感を与えているわけです。ドイツはアメリカのイラク戦争に国防軍を派遣しませんでした。これは、イラクに対する軍事行動が国連の行動ではないというのが理由です。すでにお話ししたように、国連やNATOの行動に参加するのでなければ、国防軍の派遣は憲法違反になるからです。

日本では、さきほど申し上げたように自民党が憲法9条の改正案を出すところまでできています（「自民党新憲法草案」2005年10月に公表）。すでにふれましたが、改正のポイントは、第1に、現在の軍隊不保持の規定（9条第2項）を変えて、自衛軍を設置する規定を置くことです。第2に、自衛軍は国際平和と安全のために国際的な協力活動が行なわれるときには派遣することができる、とされます。国連の活動と明示していませんから、イラク戦争のような場合も含めて解釈上無限に広がる可能性があります。第3に自衛軍は、国内の治安維持のためにも活動できると規定されています。

自民党の改憲案は、ドイツの国防軍に課されているような憲法上の歯止めが何もありません。自衛軍は、アメリカと協力することが「国際的な協力活動」と解釈されれば、アメリカの要請で世界のどこにでも派遣されることとなります。自民党の憲法9条改正案が国民投票にかけられて、賛成多数で承認されるようなことがあれば、私がここで大切なものとして位置づけた「戦後」は、終わりの始まりを迎えることになりかねません。戦後責任は、こういう事態に対して「戦後」を終わらせないようにするために考え、行動することを求めるものだと思います。

3 戦後責任としての戦争犯罪の追及と被害補償

次に二つ目の柱として、戦後責任としての戦争犯罪の追及と被害補償という

ことについてお話しします。戦争犯罪の追及および戦争に起因する行為による被害の補償は、直接に戦争責任に連動することがらで、その責任を果たすべきことが戦後の国家に要求されています。国家がこれに向き合って、きちんとした態度をとり、処置をするように仕向けることが、私たちの戦後責任の一部をなすというのが、ここでの話の趣旨です。

<ニュールンベルク国際軍事裁判と東京国際軍事裁判>

まず、2つの国際軍事裁判についてです。連合国は、1945年8月にロンドンで会議を開いて世界大戦の戦後処理の問題について協議をしました。ロンドン協定というものがそこで成立するのですけれども、そのロンドン協定の附属文書に国際軍事裁判所条例があります。これは、日独の重要な戦争犯罪者を裁くための裁判所をつくるという条例です。この国際軍事裁判所条例に基づいてドイツについてはニュールンベルクで、日本については東京で、それぞれ国際軍事裁判所が設置されて、連合国各国から派遣された裁判官が戦争犯罪者についての裁判を行うことになりました。

この裁判所条例は、この裁判所が裁くべき犯罪の内容を規定しています。通常の戦争犯罪は、もちろん裁かれます。通常の戦争犯罪というのは、国際条約や国際法上の慣行によって戦争に関して禁止されている行為、例えば捕虜を虐待してはならないとか、あるいは民間人を虐殺してはならないとかの規定を犯す場合です。重要なのは、この条例が新たに「平和に対する罪」と「人道に対する罪」を規定したことです。前者は侵略戦争を計画し、開始し、それを遂行したその行為の責任を問うものです。後者は、一般の住人に対する殺人、せん滅、奴隷的な使用、それから強制的な移送、その他の非人道的な行為の責任を問うものです。

ニュールンベルク裁判では、22名が起訴されて19名が有罪、うち10名が死刑となりました。ここにはヒットラー、ヒムラーやゲッベルスというドイツのナチ党の首領と幹部は含まれておりませんが、それはかれらがすでに自殺していたことによります。日本の東京裁判では28名が起訴され、25名に有罪判決

が下されて、そのうち7名が死刑判決を受けてすぐに絞首刑となりました。

ニュールンベルク裁判と東京裁判で戦争犯罪者として裁判された人々をA級戦犯と呼んでいます。戦争犯罪者は、これ以外に各国の軍事裁判所、またフィリピンやその他の現地で戦勝国がつくった軍事裁判所があつて、そこで行われた軍事裁判によつても裁かれました。そこで裁判された人々は、犯罪の重要度に応じてB級戦犯、C級戦犯と呼び分けられています。

日本のA級戦犯で東京裁判によつて死刑判決を受け、絞首刑に処された7名の日本の政治家、軍人は、1978年に靖国神社に合祀（ごうし）されました。この合祀があつて大きな問題を引き起こすこととなります。これについては後にふれることにいたします。日本では戦犯の追及は、東京裁判で終わりです。日本の国内で戦犯の追及は、それとして行われることはありませんでした。

<ドイツにおける戦争犯罪の追及>

これに対して、西ドイツの場合には国内の裁判所がこれ以降もずっと戦争犯罪の追及を行なうことになりました。1980年代の終わりの段階で、西ドイツの裁判所が追及した戦犯の数、起訴された者の数は10万名近く、うち有罪判決を受けたものが6,500名程度とされています。ドイツは裁判所で戦争犯罪、ナチスによる犯罪を徹底して追及するために、刑法の殺人罪についての時効を廃止しています。もともと刑法の殺人罪の時効は20年でした。つまり行為のときから20年経つと、もはや訴追できないということです。西ドイツは、時効の期間を10年間延長する措置を2回行ったあとに、1979年に殺人罪の時効そのものを廃止しました。ドイツは、こうして戦争犯罪・ナチス犯罪を永久に追及するという姿勢を示しています。

さらにニュールンベルク裁判と東京裁判で犯罪とされた人道に対する罪の考え方は、その後、国際連合の条約になつて引き継がれます。国連ジェノサイド条約、正式には「集団殺害の防止および処罰に関する条約」がそれです。ジェノというのとは大量に、サイドは殺すという意味ですけれども、1948年に国連総会はジェノサイド条約を採択し、世界各国にこれを批准するように求めました。

ドイツは1952年にこの条約に加入して、国内の刑法に民族虐殺罪の新しい

規定を作りました。このように、ドイツは、厳しい戦後の戦犯追及の態度を示すことによって、もう二度とナチスによる侵略と戦争のような過ちを繰り返さないということについて、世界における自国の信頼の回復に努めようとしているのです。

<日本の靖国問題>

こうしたドイツのあり方と比べて、日本の靖国問題を考えてみましょう。ここではA級戦犯の合祀と首相の参拝問題にしばってお話しします。

先ほど申し上げたように東京裁判で死刑になった7名と、それから死刑にはなりませんでしたが獄中死、つまり有期の刑で巣鴨刑務所に入っている間に死亡した7名を加えて、A級戦犯計14名が1978年10月に靖国神社に合祀されました。B級戦犯、C級戦犯の方々は、これ以前に1959年から1960年代にかけて一斉に合祀されています。

このように一般の戦没者といわゆる戦犯と呼ばれる人々が靖国神社には一緒にお祀りされているわけです。靖国神社は国の機関ではなく、民間の宗教施設ですから靖国神社自身がどのようにお祀りするかはまったく自由なわけですが、祀られた人たちについて靖国神社がどのような考え方をしているかがここでの問題になります。靖国神社の基本的な考え方は、東京裁判を含んであらゆる軍事裁判を認めないという立場です。つまり日本について戦争犯罪者というものは認めないという立場であり、A級戦犯を含めてお祀りされた人々は「昭和殉難者」、つまり国の難にあって殉じた人々と位置づけられています。

このような考え方に基づいて特にA級戦犯14名が合祀されているので、この靖国神社に首相を始めとする政府の閣僚が参拝するということになるのと、日本国の代表者たちは、日本の戦争責任をどのように考えているのか、認めていないのか、という疑問が国際的に生み出されることになるわけです。B級、C級戦犯の人たちについては、一般の戦死者と一緒に取り扱われても国外からの特別の批判はありませんでした。やはり問題となったのは、A級戦犯が合祀された1978年以降のことで、日本の首相が靖国に参拝することについて、中国や韓国を中心としたアジアの諸国から当然に批判が生じたのです。

この政治的議論と並んで、憲法論的にも、首相や閣僚の靖国神社参拝は、憲法 20 条 3 項によって国の機関による宗教的な活動が禁止されていることに違反するのではないかと問題にされています。公式参拝でも許される、あるいは私的参拝なら許される、あるいはそもそも首相に公的、私的の区別などできず、参拝が許されない、などこれをめぐってはこれまで長い議論があり、憲法の学説でも論じています。私の理解によれば、首相が参拝すれば、それはどんな方式をとっても、首相の参拝であることには違いないでしょう。

小泉首相は首相に就任してからすでに 4 回参拝をし、昨日（2005 年 10 月 17 日）また 5 回目の参拝をしました。小泉首相の過去の 4 回の靖国参拝については、各地の市民が 6 カ所で参拝の違憲訴訟を提起しています。このうち、昨年（2004 年）4 月には福岡地裁で、今年（2005 年）の 9 月には大阪高裁で、小泉首相の参拝は憲法違反であるという判決が出ました。9 月に大阪高裁の参拝違憲判決が出たとき、私は、これで小泉さんの性格からすると反発してすぐに秋の例大祭に行くに違いないと直感しましたら、やはりそうになりました。さすがに今回は平服で、また神殿に上がらずに一般の参拝客と同じようなやり方でお賽銭をあげるということにして、私的参拝であることを強調して見せましたが、いずれにせよ参拝したわけです。

<サンフランシスコ平和条約と軍事裁判の受諾>

小泉首相の靖国神社参拝は、国際的にみると戦後日本のあり方に係わる極めて大きな問題を含んでいます。日本は、戦争状態を終結させるために連合国との間で平和条約を 1952 年に締結しました。条約締結の地にちなんで、サンフランシスコ平和条約と通称されていますが、この平和条約は、台湾や朝鮮半島の植民地的な領有を放棄して日本の戦後の領土を確定することなどとあわせて、戦争の後始末の一つとして軍事裁判を日本国として受諾することを明確にしています。その第 11 条によると「日本国は極東軍事裁判所並びに日本国内及び国外のその他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾する」と規定されています。

このように平和条約によって日本国は、軍事裁判を受諾しました。ところで

靖国神社は、軍事裁判を一切認めない、日本には戦争犯罪者はいないという考え方にたつて、A級戦犯をお祀りしていますから、この立場は、サンフランシスコ平和条約の第11条と全く矛盾し、これを否定するものです。これを私的な宗教団体である靖国神社が言うだけならば、国際的に問題だということにはなりません。そのような考え方にたつて祭祀を行う靖国神社に日本の首相が参拝すれば、サンフランシスコ平和条約第11条とどういう関係に立つのかということが国際的に問題とされて当然です。日本国首相の靖国神社参拝は、サンフランシスコ平和条約第11条の趣旨を無視する、否定するという意味を持つのではないかと外国から疑われても仕方がないことであります。この点は、自民党のなかでも、加藤紘一氏が明確に指摘しています。

このように見れば、靖国参拝について「私の信教の自由の問題である」とか、あるいは最近とくに目立ちますが「これは内政干渉である」といった議論を立てることは、まったく間違いです。国際的に法的にみて問題とされるのは、戦後の日本の出発点になったサンフランシスコ平和条約の第11条で国として軍事裁判の結果を受諾する、日本の戦争責任を認めるとしている点について、日本の首相があいまいな態度をとっているということなのです。これは中国や韓国と日本の関係における最も基本的で本質的な問題ですから、「意見が合わないところは棚上げにして」などといった性格の問題ではないのです。

<韓国大統領による「過去の克服」の日独比較>

ここでついでに紹介しておきますと、韓国のノムヒョン（盧武鉉）大統領が今年（2005年）の4月、ドイツを訪問しました。そしてドイツと日本の「過去の克服」のあり方を比較して、ドイツを非常に褒めたのです。他方で日本については、「日本が過去の侵略戦争を無実化し正当化しようとしている」、「日本の行動は全人類に適応されるべき価値観に一致していない」と極めて厳しく非難しました。これはドイツで、ドイツを褒める片方でいったことなので、このようなきつい表現になったのかもしれませんが、このような表現がとられても国際的に見ておかしくない事態に日本が陥っていると私たちは考えるべきだと思います。

「全人類に適応されるべき価値観に一致していない」という非難は、日韓の間には他にもいろんな懸案がありますが、やはり靖国神社に小泉さんが批判にも構わずに何回も行くということ、これが決定的な引き金になっています。私が危惧するのは、日本国内では逆に、こうやって中国や韓国が批判しても、それにも構わず靖国神社に行く小泉首相に「屈しない姿勢が良い」として喝采する声が小さくない、ということです。小泉首相は、極めて危険な世論を日本の中で作り出しつつあるように思います。

<戦後補償問題へのドイツの対応>

それでは、戦後補償問題について、近年の動向に焦点を絞って簡単にドイツと日本の対比をしてみたいと思います。

ドイツの場合、西ドイツは1956年にナチズムによって不法な被害を受けた人々を補償する制度を作りました。これは国内の被害者向けで、相当大きな範囲で行われました。同様の趣旨に基づいて、西ドイツは西側のヨーロッパ諸国の被害者やユダヤ人国家であるイスラエルに損害補償を行いました。東欧諸国や旧ソ連に対してはとくに手当をしませんでした。この点はドイツ統一後に補われることになり、東欧やロシアの国々に居住する被害者にも補償を行うために、それぞれの国と協定をして和解基金を創設し、ドイツ政府がその基金にお金を払い込んで具体的な補償措置は各国の政府が実施するという方式が採られました。

1990年代にはいつの新しい動きは、アウシュビッツなどの強制収容所から生き延びた人々が収容所での強制労働の対価を要求する訴訟です。強制労働への補償は、従来のナチスの不法による損害補償制度に乗らないもので、これまで問題とされながら、未解決のままに過ぎてきたものでした。ドイツ政府に対するものとドイツ企業に対するものがあります。

ドイツ政府に対する要求の事案では、アウシュビッツ強制収容所で強制労働に従事させられた22名が原告となって、ドイツ政府に対して労働の対価の補償を請求しました。法制度の上では、この請求権が時効などによって消滅して

いるのではないかとといった論点があったのですが、第1審の民事裁判所は、原告の請求が認められないとすれば「人間の尊厳は不可侵である。それを尊重し、保護することはすべての国家権力の義務である。」と規定する基本法第1条に反するのではないかとすら述べて、連邦憲法裁判所の判断を求め、1997年に最終的に原告の請求は認められました。

この後1998年に、アメリカの裁判所で自動車会社のフォードを被告にして同じような訴訟が提起されました。なぜアメリカなのかということですが、フォードは戦前に、ドイツフォードという子会社をドイツに持っていました。原告の人々は、そのドイツフォードで強制労働に従事させられたということなのです。このような形で同種の集団訴訟が在米のドイツ系企業に対して次々と起こされ、アメリカで非常に大きな運動になりました。

これに対しては、ドイツ政府がすぐに反応しました。政府のイニシアチブによって、関係するドイツ企業12社との間で「強制労働者のための補償基金」を設立することが合意され、それを踏まえて2000年7月に強制労働者補償法が制定され、「記憶、責任および未来財団」が設置されました。この財団には2,000以上のドイツの企業が50億マルク（1マルク60円ー70円）を2001年までに拠出したとされています。連邦政府もこれと同額を基金に拠出することになっています。このような形での基金の設立によって、原告の被害者たちは訴訟を取り下げることになりました。

<90年代の日本における戦後補償裁判と日本政府の無策>

ドイツでは以上のように、裁判所も政府も問題解決に向けて対応したわけですが、日本の戦後補償裁判のほうは、まったくはかばかしくありません。日本の裁判所は、まず次のようなそもそも論で被害者の請求を認めません。つまり、戦前の日本国家については民事法上の不法行為の責任が問われない、いわゆる「国家無答責」の法原則が確立していたので、そもそも請求自体が成立しないという理屈です。戦前日本国家の行為はどんなに悪いことであっても、民事的な損害賠償請求の対象にならないというわけです。

訴訟弁護団の弁護士さんたちは、こうした法原則を盾に取る被告側である日

本政府とそれを支持する裁判所の考え方を論破しようと苦勞しているところなのですが、もう一つ弁護士さんたちが指摘するのは、裁判官の「戦争観」の問題です。判決のなかで裁判官の戦争に対する考え方が示されることがあるのですが、それは、戦争が国際紛争の解決手段として不可避であるとか、戦争に際して当事国の国民が運命共同体として大きな犠牲を払うのはやむを得ないことであるとかいうもので、国連憲章や日本国憲法の示す戦争に対する否定的な立場と一致しない、古い考え方です。

戦後補償問題は、裁判所だけですべてが処理できる問題ではなく、ドイツのように何らかの立法的な措置が必要だと考えられます。それにしても、その前提として日本の裁判所は、日本国憲法の下で今提起されているこの問題をどのように法的に受け止めるべきかをもっと真剣に、誠実に模索すべきだと思います。先ほど紹介したドイツの民事裁判所は、この強制労働についての補償を認めないことになれば人間の尊厳を国家が保護すべき憲法上の義務に反するという議論を立てたわけです。法理論としてこうした議論の立て方の当否はもちろんあるとしても、日本の裁判所は、日本国憲法の原理にしたがって真正面からこの問題に取りくむべきであり、日本の政府、国会も問題解決のために同じ責務をもつものだと思います。

4 「戦争と敗戦」を歴史のなかにどう位置づけるか

それでは最後の論点の「戦争と敗戦を歴史の中にどう位置づけるか」についてお話しいたします。

<ヴァイツゼッカー大統領の演説「荒れ野の40年」>

皆さんご承知の方が多くと思いますが、1985年5月8日、ドイツの敗戦記念日にドイツ連邦議会で当時のヴァイツゼッカー大統領が、「荒れ野の40年」と題する記念演説をしました。「荒れ野の40年」というのは、旧約聖書でモーゼがイスラエルの民とさまよい歩き、安住の地、カナンに達するまでの40年のことを意味しています。西ドイツの戦後40年がこのイメージに重ねられたというわけです。

私の考えによると、このヴァイツゼッカー演説には二つの重要な論点を示されています。一つは1945年5月8日の意味づけです。この日は、いうまでもなくドイツが連合国に降伏した日です。ヴァイツゼッカーは、1945年5月8日がもちろんドイツ国民にとって祝福されるべき日ではなく、また、そこから新しい苦難が始まった日であることを認めながら、しかし同時にその日は、ドイツ国民がヒトラーとナチズムの専制的な支配から解放された日であったと位置づけました。つまり、敗戦、降伏の日ととらえるより、むしろそれは解放の日であり、ドイツ国民がよりよい未来への希望の芽を見いだした日であると理解すべきことを人々に訴えたのです。これが第一点であります。

第二点は、ドイツのナチズムの過去に対するドイツ国民の関係についてです。ドイツがナチスの支配の下で引き起こしたユダヤ人の大量虐殺、さまざまな非人道的な野蛮な諸行為、このドイツの過去は、克服されたり、忘れ去られたりすることは決してできないのであり、現在と未来のドイツ人がこの過去を引き受けていつも心に刻み付けるべきだと、かれは断言しました。つまり絶対に忘れてはならないと言ったのです。

このヴァイツゼッカーの演説は、ドイツの人々によって一致して受け入れられているわけでは決してありません。ドイツには、ネオナチの組織と運動があります。スキンヘッドの若者が外国人を襲撃する事件はまれではありませんし、日本人も殴られることがあります。もちろん右翼もいるし左翼もいる。しかし、そのような中で、代表的な政治家が歴史的に普遍的な立場から言葉と論理によって社会に議論すべき柱を提示する、これが私は非常に重要なことではないかと思えます。

このヴァイツゼッカーの演説が国民にどのように受け止められているかですが、今年（2005年）の5月8日に際して行われた世論調査がドイツの新聞にでていました。それによると、1945年5月8日をどのような日とみるべきかという質問に対して、29%の人は「ドイツが連合国に降伏した日」と答えていますが、「ヒトラーとナチズムからドイツ国民が解放された日」とみるべきだという人は52%に上ります。ドイツ国民の多数派は、1985年にヴァイツゼ

カーが示した新しい意味づけ、受け止め方を自分たちのものになっているということがこれで分かります。

＜戦後50年の村山首相談話、戦後60年の小泉首相の談話＞

日本については、戦後50年の1995年8月15日に当時の社会党と自民党の連立政権の首班であった村山首相が出した談話が、初めて日本のアジアにおける植民地支配と侵略を認めるものとなりました。日本の政治の最高責任者が明確にアジアにおける植民地支配と侵略を認め、そのことについて謝罪をしたのは、この時点が初めてだったのです。

談話の核心部分を読み上げますと「わが国は遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジアの諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は未来に過ち無からしめんとするが故に疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここに改めて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。またこの歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。」

この談話が出るまでには陰で相当な苦労があったと思いますけれども、やっと出たというわけです。今年の8月15日、戦後60年に際して小泉首相がどういふ談話を出すか、注目しました。この小泉談話も、植民地支配と侵略を明確に認めて、その点では村山首相の談話の精神を維持しております。ただ村山談話でもそうだったのですが、小泉談話ではもっとその要素が強く出ていることがあります。それは、「未来志向」という点です。

過去を悔い改めるという話に続いて、そういう深い反省の上にたって今後どのように努力をする、努力をすることが犠牲者を慰霊することになるという形で未来志向になるのです。村山談話がそうであり、小泉首相の談話は一層そうであって、「過去を直視し歴史を正しく認識しアジア諸国との理解と信頼に基づいた未来志向の協力関係を構築していきたいと考えています。」とその談話は結ばれます。このように日本の立場は、「未来志向」が特徴的なのです。

ドイツの政治家がナチスの過去の問題を被害者と世界に対して語る時、未来志向などとは決して言わないでしょう。なぜならば問題は、過去をどうやって語り継ぐかにあるからです。談話を出した後2カ月も経たないうちに、小泉さんは靖国に行きました。私的な参拝だと理由づけていますが、こうした行動からすると、植民地支配と侵略というアジアに対する過去の反省が身を切るような緊張感をもって語られているとは思えない。それは、やはり誰が見ても非常に疑わしいということになるでしょう。

<ケーラー大統領の戦後60年の演説>

ドイツでは今、ケーラーという人が大統領ですけれども、ケーラー大統領が今年（2005年）5月8日に連邦議会で行った演説は、内容的に見てヴァイツェッカーの演説を踏まえたものとなっています。そこでは、「ドイツに勝利しわれわれをナチズムから解放した諸国民にわれわれは感謝をする」と述べられています。また、戦争と破壊の時代に生きた人々がだんだん少なくなるが、あとに続く世代が過去を心に刻み付け、それをさらに伝える仕事を引き受けてくれるであろうとケーラー大統領は言っています。この演説を伝えるドイツの新聞の見出しは「過去を心に刻み付けることに決して終わりはない」というものです。未来志向などという軽々しいものは出てきません。過去をどうやって引き受けるかということこそ世界に対して言わなくてはいけないというドイツの立場は、ここに非常にはっきり出ています。

ドイツは、このようにしつこく何度も繰り返し、過去を忘れないということを世界に対してアピールしています。もちろんそれは、ナチズムが世界に引き起こした衝撃の大きさに対応しているのは確かです。しかし日本がアジアの中の国の一つとしてアジアのことを考えるときに、きちんと過去に向き合わなければいけないというのも、誰しも認める確かなことではないかと思えます。

日本の場合には、未来志向に切り替えてやっていこうではないかという姿勢が非常に目立ちます。植民地支配と侵略の過去を反省したと言っているけれども、その反省の中身は一体何なのか。本当に反省していると思えないような

ことがたくさん起こるけれども、それはどうなっているのか。早く忘れたがっているのではないか。日本は、こういう疑いをアジアの諸国から持たれているのではないのでしょうか。ドイツと比べたときの日本の問題の一つは、ここにあります。

5 おわりに—1945年8月15日の意味

最後に、1945年8月15日の日本にとっての意味について、内容的には繰り返しになりますけれども、まとめとして申し上げたいと思います。

村山首相の談話も認めており、小泉首相の談話も認めているように、日本が戦った第二次世界大戦が植民地支配と侵略によってアジア諸国の人々に多大な損害と苦痛を与えたものであったとすれば、この戦争に負けたこと、つまり1945年の8月15日という日は、誤った道から日本国民が救われた日であり、同時にアジアの人々が救われた日であることとなります。日本人々にとって、アジアの人々にとっても1945年8月15日は、ドイツにとって5月8日がそうであったのと同じように、解放の日ではないかということでもあります。

広島と長崎への二度にわたる原爆の投下は、そういう解放の日に到達するプロセスの中で起こった筆舌に尽くしがたい悲惨さを伴った、いわば代償であると客観的には言えるのかもしれませんが。しかしこの原爆投下が日本とアジアの人々に解放をもたらすためであったとしても本当に必要であったのか、人間的立場から許されることであったのかについては、なお議論が十分に尽くされなければならない問題があると考えます。

解放の日は、また未来の希望をみることができるといえる日でありました。そしてこの未来の希望を具体的に示したものが日本国憲法ではなかったかというのが、最後の結びとして言いたいことでもあります。未来の希望を示した日本国憲法に記された世界への約束を履行すること、それが私たちの戦後責任ではないかということなのです。日本の国民が戦後の経過の中で新しく希望を託した日本国憲法には、私たち戦後の日本に生きるものたちが誇るべきメッセージが込められています。それは21世紀の未来、世界のあり方を先取りするようなもので

す。

ご承知のところなのですけれども、せっかくだからその一節を読み上げさせていただきます。話しを終わりにしたいと思います。日本国憲法前文の第三段落です。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの生存と安全を保持しようとして決意した。」この決意は、憲法9条として具体化されています。さらに続いて「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」そして、前文は「日本国民は、国家の名誉にかけ全力をあげて、この崇高な理想と目的を達成することを誓う。」と結ばれています。

第二次世界大戦の惨禍のあと、日本国民は世界に対してこのように約束をして新しく歩き始めたはずなのです。そしてこの約束は、まだ完全に実行されているわけではなく、むしろそれとは違った方向にいく可能性すら今の日本社会の中にあることを私たちは見ざるをえません。私が戦後責任というテーマのもとでお話ししたかったことは、日本国憲法において日本国民が誓ったこの約束を果たすことこそが、その戦後責任であるということに他なりません。だいぶ時間を超過いたしました。以上で終わります。ありがとうございました。

広島大学ひろしま平和科学コンソーシアム
シリーズ一覧

- 1 カザフスタン共和国セミパラチンスク被曝実態調査報告書 (平成15年3月) (広島大学原爆放射線医科学研究所と共同出版)
- 2 小和田恆 冷戦後の世界と日本外交 (平成15年9月)
- 3 *Report on the Actual Conditions of the Radiation Exposed Residents near the Former Semipalatinsk Nuclear Test Site* (平成16年1月) (広島大学原爆放射線医科学研究所と共同出版)
- 4 池田正彦・松尾雅嗣(編) 峠三吉 被爆日記 (平成16年11月) (広島文学資料保全の会と共同出版)
- 5 竹峰誠一郎 マーシャル諸島アイルック環礁民の被ばく証言集：48人の被ばく者インタビュー (平成17年1月)
- 6 *Nassrine Azimi, Challenges of Post-conflict Reconstruction: What Have We Learned in the Past Decade?* (平成17年3月)
- 7 小和田恆 グローバル化する世界における国際協力 — 国際公益の構築に向けて — (平成17年6月) (広島大学大学院国際協力研究科と共同出版)

被爆60周年記念講演会
原爆報道・戦後体制と平和構築
— 広島大学図書館平和学コレクションの自著を語る —

平成18年3月発行
739-8511 東広島市鏡山 1-3-2
広島大学
ひろしま平和科学コンソーシアム
(国際部気付)